

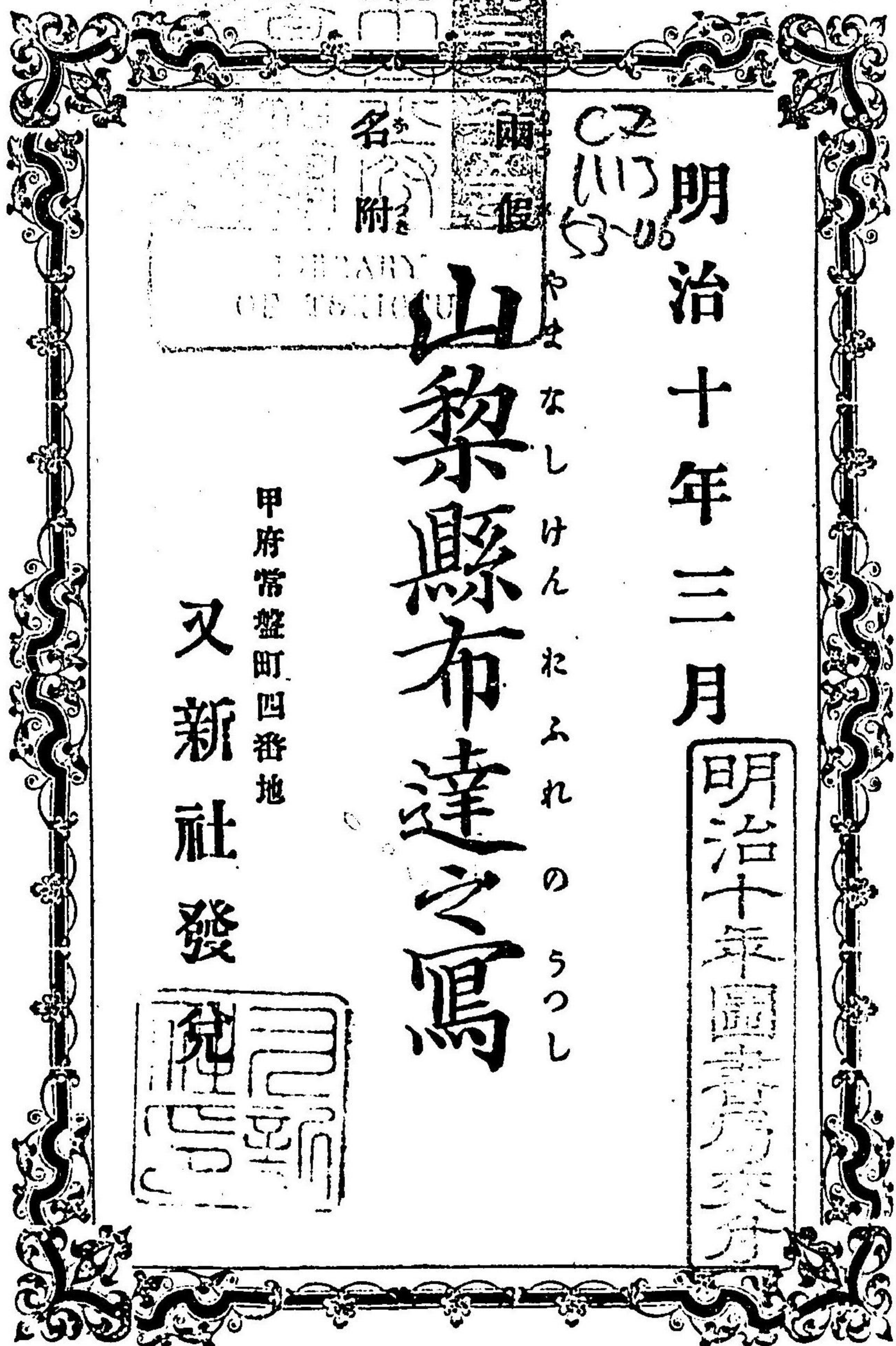
明治十年三月
山梨縣布達之馬

九

C2
1113
53-06

六冊

共七本



明治十年三月

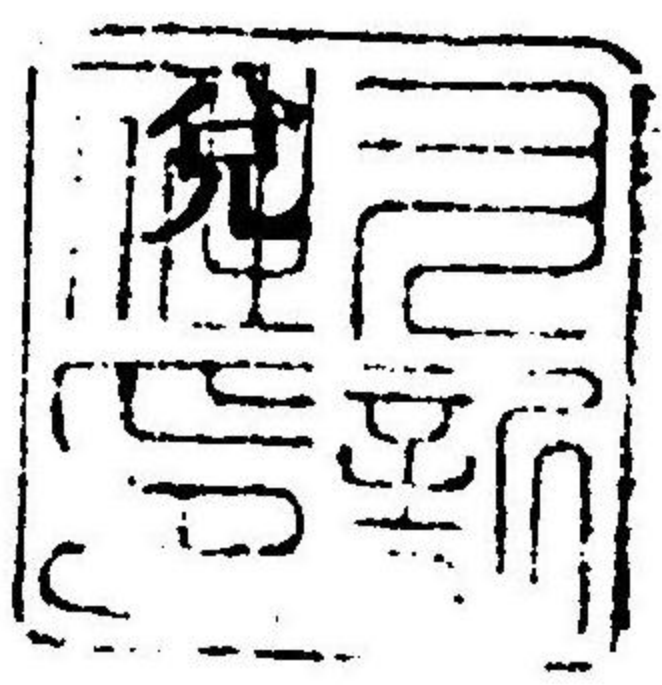
明治十年圖書局發行

山梨縣布達之寫

やまなしけんたふれのうつし

甲府常盤町四番地

又新社發



Handwritten mark or signature in the right margin.

本縣甲第七十號より甲第九號に至る
 ○ 太政官第十二號より第三十三號に至る
 大藏省甲第八號より甲第十二號に至る
 内務省甲第五號
 海軍省甲第二號
 工部省第二號より第三號に至る
 ○ 本縣乙第卅五號より乙第五十二號に至る
 丙第二十五號
 本縣師範學校報告第一號第二號
 本縣勸業場報告第三號同附錄第四號

東山縣 布達之寫索引 明治十年三月



○甲第七十二號 太政官第廿一號	同 二日	變死に係る屍を解剖検査	四丁
○甲第七十三號	同日	本縣師範學校生徒入校	五丁
○甲第七十四號	同日	本縣師範學校内畫學科を	同丁
○甲第七十五號 大藏省甲第八號	同 三日	第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第七十六號 大藏省甲第九號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第七十七號 大藏省甲第十號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第七十八號 大藏省甲第十一號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第七十九號 大藏省甲第十二號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十號 大藏省甲第十三號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十一號 大藏省甲第十四號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十二號 大藏省甲第十五號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十三號 大藏省甲第十六號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十四號 大藏省甲第十七號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十五號 大藏省甲第十八號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十六號 大藏省甲第十九號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十七號 大藏省甲第二十號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十八號 大藏省甲第二十一號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第八十九號 大藏省甲第二十二號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十號 大藏省甲第二十三號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十一號 大藏省甲第二十四號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十二號 大藏省甲第二十五號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十三號 大藏省甲第二十六號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十四號 大藏省甲第二十七號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十五號 大藏省甲第二十八號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十六號 大藏省甲第二十九號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十七號 大藏省甲第三十號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十八號 大藏省甲第三十一號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第九十九號 大藏省甲第三十二號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁
○甲第一百號 大藏省甲第三十三號	同 三日	の第一國立銀行紙幣見本	同丁

新編上巻

索引一

○甲第七十六号 同五日
大藏省甲第九号

愛知縣下第八國立銀行紙 六丁

○甲第七十七号 同日
太政官第二十四号

御國內西洋形船普通信 七丁

○甲第七十八号 同日

西郷桐野篠原等官位被褫 同丁

○甲第七十九号 同日

鹿兒島縣逆徒征討御主意 同丁

○甲第八十号 同六日
太政官第二十六号

内國製摺附木無稅輸出 九丁

○甲第八十一号 同八日
太政官第廿五号

懲役人犯罪條例改正 同丁

○甲第八十二号 同日

本縣甲第三十八号布達但 同丁

○甲第八十三号 同日
大藏省甲第十号

愛知縣下秩祿公債證書紛 十二丁

○甲第八十四号 同九日

本縣學則第十一條改正 同丁

○甲第八十五号 同日

地券證認め之筆工雇入 同丁

○甲第八十六号 同十日
内務省甲第五号

椽木境玉郡馬諸縣國郡 十三丁

○甲第八十七号 同日
太政官第廿七号

外國人備入心得方 同丁

○甲第八十八号 同十二日

入山假規則 十四丁

○甲第八十九号 同十三日
太政官第二十八号

船隻賣買又は書入質等之 十五丁

○甲第九十號
太政官第二十九號
同十四日

大密院諸裁判所職制章程
及被控訴上告手續
十六丁

○甲第九十一號
海軍省甲第二號
同日

造船所定雇職工規則中改
正
廿八丁

○甲第九十二號
太政官第二十九號
同日

內國難破船及以漂流物取
扱規則改正
同丁

○甲第九十三號
太政官第三十號
同十六日

本年郵便規則中改正
廿九丁

○甲第九十四號
大藏省甲第十一號
同日

愛知縣下紛失秩錄公債証
書發顯
同丁

○甲第九十五號
同日

縣稅徵收規則中增加
同丁

○甲第九十六號
太政官第三十一號
同十七日

控訴上告手續改正後人民
心得
三十丁

○甲第九十七號
同十九日

警部制服徽章等改正
同丁

○甲第九十八號
同廿日

商賈取締規則
卅二丁

○甲第九十九號
太政官第三十二號
同日

舊神官錄制
卅七丁

○甲第一百號
同廿一日

三等巡查某手續遺失
卅八丁

○甲第一百一號
同日

就學牌授與條例
卅九丁

○甲第一百二號
同廿三日

鹿兒島縣令官位被褫
卅二丁

○甲第一百三號
同廿四日

布達書固達規則
卅三丁

○甲第百四號
工部省第二號 三月十日 同日

電信技術生徒檢手續 四五丁

○甲第百五號
太政官第三十三號 三月十日 同廿六日

七島裁判事務東京裁判所
へ附屬 四八丁

○甲第百六號
大藏省甲第十二號 三月十日 同廿八日

機本縣士族秩録公債証書
紛失 同丁

○甲第百七號
同廿九日

本縣病院分院を谷村に設
立 四九丁

○甲第百八號
工部省第三號 三月十日 同三十日

大學校半從私費金額改定 同丁

○甲第百九號
同卅一日

印刻營業規則中增加 同丁

全乙号之部

○乙三十五號
三月一日 當今市村取締方法 一丁

○同三十六號
同二日 氏子ある神社云々 同丁

○同三十七號
同五日 區町村惣代人選舉法指揮 同丁

○同三十八號
同七日 戶籍職分惣計附録增加 二丁

○同三十九號
同日 徵兵署檢査場開き 十四丁

○同四十號
同八日 民費課出法定 十五丁

○同四十一號
同九日 後備軍復習の爲臨時召集 十六丁

○同四十二號	同日	徵兵差添旅費支給	同丁
○同四十三號	同十二日	小學校幹事教頭職務章程	十七丁
○同四十四號	同十五日	徵兵檢査の節人別表認め 方心得	十九丁
○同四十五號	同十七日	職務有之者職獵不相成	廿二丁
○同四十六號	同廿日	布達表頒布	同丁
○同四十七號	同廿二日	社寺領上地處分未濟小物 成上納取調難形	同丁
○同四十八號	同廿三日	解散兵隊召集	廿三丁

○同四十九號	同廿四日	正副戸長公用書肩書	同丁
○同五十號	同廿九日	社寺境外上地取調	同丁
○同五十一號	同三十日	小學校戸掛金收納手續	廿四丁
○同五十二號	同卅一日	人民負債上身代限の節村 費不納は先取の權利	廿五丁
全丙号之部			
○丙二十五号	同十三日	一區紅梅町地所建物拂下	同丁
全報告之部			

○山梨縣師範學校報告第一號

同丁

○同二號

廿六丁

○同勸業場報告第三號

監作手續

同丁

○同附錄

○同報告第四號

○甲第七十號 三月一日

太政官第廿三號 二月廿四日

本年一月第二號を以て民費賦課の儀布告候處右は會計年度の都合も有之に付本年七月より施行候儀と可心得此旨布告候事

○甲第七十一號 同日

太政官第二十號 二月十九日

藥品中性効峻烈に去て若其用方を誤る時は人命を傷害とべきもれば少あらず然るを或ひは輕忽の取扱有之候ては實に不容易儀に付右取扱規則左の通り相定候條此旨布告候

腐蝕加里(苛性加里)

皓礬 硫酸亞鉛(其他亞鉛製劑)

鹽化金ナトリウム 其他金製劑

膽礬 (硫酸銅)

甘酸 (第一コロール汞)

硫酸ガドミウム

硝酸

砒酸

コロラルヒドレート

サントニーチ(セマンソート)

腐蝕ソーダ(苛性ソーダ)

硝酸銀(其他銀製劑)

鉛糖 (醋酸鉛)其他鉛製劑

銅礬礬 [硫酸アソ] 其他銅製劑 [モニヤ銅]

ビスミット(鹽基性硝酸蒼鉛)

吐酒石 其他アンナモン製劑

硫酸

鹽酸

石炭酸

ヨードフォルム

苦扁桃水

巴豆

芥子油

阿片(其他製劑)

雙瀾菊球根全

莨菪葉全

ヒユス葉全

シキユータ葉全

サビナ葉全

コルシウム質全

老利兒水(ラウリールケルス水)

巴豆油

コロゲイン

吐根全上

ヘルンポリ根(蒜盧)全

ヤーラツパ根及ビ脂全

フキタリス葉全

曼陀羅華葉全

コロシント質全

カラバル豆全

斑猫 (莞苒) 全

番木籠子全

右は現今日常使用する所の毒藥十九種劇藥四十六種を掲
 るものにして専ら世人の解之易きが爲に普通の名稱を用
 ふ此他新發明新舶載の藥品及び其性効の確知乏たきも
 のは先づ司藥場に出えて試験と受け藥効の劇易を判えた
 る上にあらざれを販賣することを許さず

一 毒藥劇藥は左來商標の外別に必き本邦普通の名稱(或は假名)を
 名を「原」を記えたる名標を貼附すべし

一 毒藥劇藥は別段に戸棚或ひは箱等を製して之を貯藏さ
 他の藥品と混雜すべからず

一 毒藥劇藥は醫師の處方書に據て調合せるの外醫師藥商
 化學家及び工職家より需要の趣意を記したる證書を以
 て求むるに非ざれば決して販賣するを許さず

一 前條の規則に據り毒藥劇藥を販賣するときは其藥名分
 量年月日及び買人の住所姓名を別帳に記載し買人より
 送る所の證書を貯へ置べし

但し幼少の者及び瞽者聾者等其他不能力の者には一
 切不與すべからず

一 醫師の處方書に據て毒藥を調合したるときは其藥名分
 量用法年月日醫師及び患者の住所姓名を別帳に詳記す

處方書へ割印をすべし

一 毒藥劇藥を取扱たる調劑器は其時々必ず丁寧に洗淨拭
清をすべし且つ砒石及び水銀劑の用器は他の藥品の用
當つべからず

右の規則を戻りて毒藥劇藥を販賣するものは五十圓以
内の罰金を科すべし

○ 甲第七十二號 同日

太政官第廿二號 二月廿一日

變死に係る屍を警察官吏検査する時に於て解剖を行はざ
れば其致命の原因を確知し難き旨醫師申立る時は検査
事

派出の地方官の許可を受け其部分を解剖検査せしむるこ
とを得

右布告候事

○ 甲第七十三號 同日

今般本縣師範學校に於て師範生徒三十名を限り學力試験
の上入校差許候條志願の者は該校改正規則第四章第一款
及び第九章第一款の旨相心得來三月三十一日迄に可願出
此旨布達候事

○ 甲第七十四號 同日

今般本縣師範學校内小書學科を設け圖書法及び石版畫等

を教授候に付、畫學生徒八名を限り、入校差許候條、志願の者は三月十日限り同校へ申出入校諸規則等照會可致此旨布達候事

但、在在校中は凡て私費たりと雖も、其情願と技術の進歩により相當の學資を給與せること有るべし

○甲第七十五號 同三日

大藏省甲第八号 七月廿

明治六年八月太政官第三百四號公布を以て、被下渡候第一國立銀行紙幣見本の内左に番記の通り紛失候旨、福岡縣より申出候條、若番記符合の紙幣見當候は、其所持人姓名宿所

等詳細取糺し速に其管轄處へ可申出此旨布達候事

紛失銀行紙幣見本番號

壹圓紙幣記号 A子	番号	八〇八 八四七 〇五二	壹枚
貳圓紙幣記号 A子	番号	一八一 一〇一 一〇六	壹枚
五圓紙幣記号 A子	番号	二七八 二八五 〇九〇	壹枚
拾圓紙幣記号 A子	番号	三七五 三七四 〇九四	壹枚
貳拾圓紙幣記号 A子	番号	四七二 四七三 四七二 四七二 〇八〇	壹枚

合計七枚

右何れも見本の証とて四隅に孔を穿ち朱肉を以て見本の貳字押捺有之候也

○甲第七十六號 同五日

大藏省甲第九號 二月廿七日

今般國立銀行條例を遵奉て愛知縣管下第拾七區三河國渥美郡豐橋本町拾壹番地に於て設置せたる第八國立銀行に於て公債証書を抵當とて更に引換準備金と置貳拾圓拾圓五圓貳圓壹圓五種の紙幣を發行せしめ何時にても人民の望に應て右本店に於て通貨と交換爲致候條公債証書の

利息と海關税を除くの外租税其他一切公私の取引上總て無疑念受授可致此旨布達候事

但右紙幣の儀は明治六年八月第三百四號布告第一國立銀行に於て發行の品と同一とて唯表面の名稱地名及び頭取支配人の名印并に裏面割印の異なるのみ付別段見本相添へざる事

○甲第七十七號 同日

太政官第二十四號 二月廿七日

明治八年九月第百四拾四號を以て御國內西洋形船舶普通信號等の儀及布告置候處今般右事務內務省へ令管理候條右

關係の儀は總て同省へ可申出此旨布告候事

○甲第七十八號 同日

鹿兒島縣士族陸軍大將正三位、西郷隆盛陸軍少將正五位、
野利秋陸軍少將正五位、篠原國幹、徒黨を集合せ、悖亂の舉動
に及び候に付、官位被褫候旨該縣へ御達相成候趣、行在所
より公達有之候條爲心得此旨布達候事

○甲第七十九號 同日

今般鹿兒島縣下逆徒征討被仰出候御趣意は本年一月卅
一日夜陸軍省所屬鹿兒島縣下の彈藥庫へ逆徒多人數不
意に押入貯蓄の小銃彈藥多數奪取猶又二月二日三日の兩

夜同所へ亂入監護の官吏を暴辱し銃器彈藥を始倉庫にわ
る所の物品悉皆掠奪致せ且海軍省所管同所造船所をも奪
取標札と掲げ改め其上同月八日郵便船太平丸琉球より歸
航鹿兒島港へ碇泊候を差押へ乗組官員を抑留致候のみな
らば多衆嘯聚兵器を弄せ各所に徘徊する等不容易形狀に
相聞へ候に付現狀形糺の爲め河村海軍大輔林内務少輔を
高雄丸に爲乗組鹿兒島表へ被差遣兩人若港の上縣官へ使
とまて屬官二員上陸せしめ候處逆徒等忽ち右二員を拘留
せ刺へ銃器と携へ小船數艘に之該船へ迫り來り直に小銃
に裝彈該船へ可打掛形狀に付一旦其場を出艦近傍海岸に

投鎗し大山縣令へ面會の上事情取糺之候處逆徒等前文彈
 藥掠奪暴舉の後俄に當時歸縣致し居候警察官吏數名を捕
 縛糺問の上口供と要し妄説を以て悖亂の名を飾り人心を
 煽動之兇徒を囑聚する等不軌の形跡判然たるを見認め兩
 人直ちに歸京上奏に及び候に付猶御取糺之上至當の御
 處分も可被及
 敵慮に候處遂に去る十八日西郷隆盛桐野利秋篠原國幹等
 政府へ尋問を名と之逆徒を引率之兵器を携帯せしめ熊本
 縣下へ亂入候段國憲を蔑如し治安を妨害するの舉動彌叛
 跡顯然に付深く

御震怒被爲在邦典を舉行去逆徒征討被仰出候次第の旨
 其筋より達の趣も有之就ては追々海陸兵隊被差向候儀に
 付不日鎮定可致は必定ふ候條決て訛言流説等に疑感せず
 各自安堵營業可致此旨布達候事

○甲第八十号 同六日

太政官第二十六号 三月三日

内國製の摺附木當分の内無稅輸出差許候條此旨布告候事
 但之輸出稅賦課の節は二ヶ月前に布告すべき事

○甲第八十一号 同八日

太政官第廿五号 三月二日

懲役人又犯罪條例外律例共左の通り改正候條此旨布告候事

懲役人又犯罪條例

凡懲役終身の囚人又壹年以上の罪と犯す者は四日以上七日以下の棒鎖改て四日以上六日以下の棒鎖五年以上の罪を犯す者は八日以上十日以下の棒鎖改て七日以上九日以下の棒鎖懲役終身の罪を犯す者は絞改て棒鎖十日

強盜律

凡強盜兇器を持せし人を殺傷する者は皆斬絞に處する律を改め殺す者は斬傷する者と懲役終身

其兇器を持する者の財を得ずと雖も首は絞、徒は懲役終身改て首は懲役終身徒は懲役十年財を得る者は皆斬改て皆懲役終身其財と得せと雖も人を殺傷する者亦同改て殺す者は皆斬傷する者の皆懲役終身若し盜に因て姦する者は成否を論せし絞改て懲役終身竊盜律

偽造寶貨律

若し盜に因て過失殺する者は絞改て懲役終身凡寶貨を偽造己に行使する者首は斬改て懲役終身徒及び匠人若くは情と知て買使する者は懲役終身改て懲役十

年其雜役に供する者は懲役十年改めて懲役七年

罪人拒捕律

捕吏を殴ち折傷以上に至る者は絞改て懲役終身

懲役人逃條例

凡懲役終身の囚人再び逃走する者は絞改て棒錐十日

○甲第八十二號 同日

本年二月當縣甲第三十八號布達但書左の通り改正候條此旨布達候事

但之賣藥營業者及び請賣者共免許看板の儀は寸法書式等左の離形の通り調製相掲げ可申番號の儀は免許の節

可相示事

○甲第八十三號 同日

大藏省甲第十号 三月二日

愛知縣下株祿公債證書客歲紛失の旨甲第二號を以相違置候内鈴木驛次所持貳拾五圓ら印一二〇三番壹枚同縣下に於て發顯候段届出候條此旨布達候事

○甲第八十四號 同九日

本縣學則第三章第十一條左の通り改正候條此旨布達候事第十一條

小學教則に依らざる私學は學齡以上のものに非ざれを

入學を許さむ

但し學齡内と雖ども小學々科と踏む能はざる事故有
之ものは出願の上入學せんとを得

○甲第八十五號 同日

地券證認め方の爲め此般筆工百人雇入候條正副戸長及び
其他役掛の者を除の外士族平民を不論望の者は筆跡檢査
の上雇入候條別紙離形書式に倣ひ本人筆跡並願書正副貳
冊持參來る十五日より廿日迄に可願出此旨布達候事

用紙美濃紙

書体離形

地券

甲斐國何郡何村
字何々何千何百何拾何番地

何郡何村
何番地

持主
何之離

一耕地反別何町何反何畝何拾何步
代價何百何拾何圓何拾何錢何厘
地租金何拾何圓何拾何錢何厘

用紙美濃紙界紙

願書々式

筆跡御檢査願

山梨縣第何區
何郡何村何番地住

士族平民 或は誰長 次男厄介

何之誰

何年何ヶ月

右は此般甲第何號御達に基き別紙筆跡相添御檢査の儀奉願候也

明治十年三月日

右 何之誰

身元引受人

右村

士族平民

何之誰

何之誰

山梨縣倉藤村紫朝殿

前書の通り奉願候に付奥印仕候也

右村

戸長

何之誰

副戸長

何之誰

○甲第八十六号 同十日

内務省甲第五号 二三月

椽木縣管下下野國都賀郡内野村飛地字仕出之内又別三町
壹又三畝貳拾七步 埵玉縣下武藏國埵玉郡小野袋村同八反
三畝貳步 群馬縣管下上野國邑樂郡海老瀬村へ分割組替國
郡の境界を更定候條此旨布達候事

○甲第八十七號 同日

天政官第廿七號 三月六日

外國人傭入候節は左の通り可相心得此旨布告候事

- 一 各管廳に於て外國人傭入候節は其國所姓名業務給料住所期限及び繼傭解傭共其時々外務省へ通知をべし
- 一 人民に於て外國人と傭入んと欲する者は其管轄廳を經由して前項の件々外務省に届出づべし
- 一 私傭外國人を其業務等の都合により居留地外へ居住爲致度者は地方官添書を以て外務省へ伺出其許可を受くべし

○甲第八十八號 同十二日

凡そ山林の用素より一ならずと雖も其樹木を養成せ入生日用の必需に供する一端を以て見る猶富強を助るの大なるものに於て植培監護忽視を可らざる言と竣ざるあり然るに從來野火と唱へ山林に放火せ官私多少の樹木を焼耗せまむるもの往々有之も敢て怪まざるものゝ如之の害に等惡弊風たるのみならず自ら其所有の寶貨を毀棄するに等く以の外の事に付退ては監守方法を可取設候得共差向取締方其筋へ相達候次第も有之に就ては右取調の都合も有之入山假規則左の通り相定候條厚く注意心得違無之様

可致此旨布達候事

入山假規則

第一條 此規則は山林發火の原因を調査するの爲めに設くるものおはば該村事務所に於て勉めて入山の者を明記するを要す

第二條 都て山稼と爲す者は入山の節々其入山すべき字方角及び住所姓名を明記せたる届書を該村事務所へ差出せ而る後入山せべき

第三條 該村事務所に於ては一の帳簿を製せ鳥獸獵者及び杣木挽草刈等都て山稼と爲すものゝ入山月日宿所姓

名等其届書に隨ひ遺漏なく日記を置き警察官吏の指圖あらば何時も差出せべき

第四條 若し警察官吏及び區村吏に於て第二條の届出をせざる入山するものを認むる時は拘引の上相當の處分を爲すべき

但し區村吏は即時其本人を旅寄警察署又は分署へ引渡すべし

○甲第八十九號 同十三日

天政官第二十八號 八月三日

人民所有の船舶を賣買し又は金穀等借用の爲め借入賃と

ちさんとする時は明治八年九月第百四十八號布告諸建物書
 入質及び賣買讓渡規則に準據去賣主又は書入主より其船
 の圖面と約定証書に本船管轄地戸長の公証を受くべし若
 去右の手續を爲さるるに於ては其約定証文裁判上尋常金
 穀貸借証書と見做すべし
 但し従前書入質と爲去たる分は當明治十年六月三十日
 迄に本文の手續を以て更に約定書改正可致尤航海中或
 は不得止事故ありて右期日までには書換難致者は其旨豫
 め本船管轄地戸長役所へ届置くべし
 右布告候事

○甲第九十號 同十四日

太政官第十九號 九月十日

明治八年五月第九十一號布告大審院諸裁判所職制章程同年
 同第九十三號布告控訴上告手續別冊の通り改正候條此旨
 布告候事

但去巡回裁判規則判事職制通則は削除候事

大審院職制

長一人

一等判事を以て之に充つ

院長は課を分ち主任を命去隨時各庭に臨み民刑事件を聽

理するふとを掌る

判事

第一 民事刑事の上告を判理し裁判の不法ある者を破毀し及び内外交渉の事件重大あるもは並に判事の犯罪を審判するを掌る

第二 死罪の案を審閱することを掌る

屬

大審院章程

第一條

大審院と民事刑事の上告を受け上等裁判所以下の審判の

不法ある者を破毀して法憲の統一を主持するの所とす

第二條

審判の不法ある者を破毀するの後他の裁判所に移して之を判決せしむ又便宜に大審院自ら之を判決することを得

第三條

已む他の裁判所に移して之を判決せしむるの後其裁判所亦大審院の旨に循らざる時ハ大審院更み自ら之を判決す

第四條

陸海軍裁判所の裁判権を越ゆる者は其裁判を破毀して之を當然の裁判所に付す

第五條

各判事の犯罪其違警犯を除くの外大審院之を審判す

第六條

内外交渉民事事件の重大なる者を審判す

第七條

各上等裁判所より送呈する所の死罪按て審閱し批可て送還す其否とするものハ更に律を擬て還付す

上等裁判所職制

長一人

勅任判事を以て之を充つ

所長は課と分ち主任を命て隨時各庭に臨み民事事件を聴理すること掌る

判事

第一 管内の控訴を受け之を覆審すること掌る

第二 管内死罪の獄を判決すること掌る

判事補

事を判事に受け審判すること掌る

屬

上等裁判所章程

第一條

上等裁判所は地方裁判所の裁判に服せずして控訴する者を覆審と

第二條

各地方裁判所より具する所の死罪を判決して大審院の批可を取り然る後原裁判所より付えて宣告せまむ

第三條

各地方裁判所より送呈する所の終身懲役罪案を審批す
地方裁判所職制

長一人

委任判事を以て之に充め

所長は課を分ち主任を命ぜることを掌る他は判事に同次

判事

民事を初審之刑事懲役以下を審判することとを掌る

判事補

事を判事に受け審判することを掌る

屬

地方裁判所章程

第一條

地方裁判所は一切の民事及び刑事懲役以下を審判す

第二條

地方裁判所に於て審判したる民事は輕重と亦く皆初審と
そ

第三條

民事の内外に交渉たる者は其輕きは直に之を裁決
其重きは一面之を聽理し一面之を司法卿に具申すべし

第四條

死罪は審訊して文案證憑及び擬律案を具へ上等裁判所に
遞送し其行下を得て宣告す

第五條

終身懲役の擬律案を具へて上等裁判所の審批を取り然る

後ニ宣告す

控訴上告手續

第一章

控訴の事

第一條 凡そ地方裁判所の初審に服せずして再び上等裁

判所に訴へ覆審を求むる者之を控訴と云

第二條 控訴は民事に止まり刑事に及ばず

第三條 控訴は一たびをりて得再びをりて得ず

第四條 地方裁判所に於て裁判の言渡を爲したる時原告
被告の雙方又は一方の者其裁判に不服する時は裁判言

第十條 上告するものとを得るの事件は

第一 裁判所管理の権限を越す

第二 聽斷の定規に乗く

第三 裁判法律に違ふ

第十一條 大審院は上告を受くるの所に去て控訴を受くる

の所にあらず故に控訴すべきの事と以て誤て上告する者あるも之を斥けて理せず

第十二條 陸海軍の裁判権限を越る者は之を大審院に上告することを得ず

第十三條 凡る上告きたる者既に大審院の判決を経れば更

に訴ふることを得ず

第三章

民事上告の事

第十四條 民事の上告をすることを得る者は己に上等裁判所に

控訴せ其審判を経たる者に限る

第十五條 上告を爲んと欲する者は裁判官渡より二月内に

上告狀を大審院に捧ぐべし而て同時被告人に通知す

るを要す若し原裁判所より大審院に至るの距離八里よ

り遠き時は二月の外八里毎に一日を増す此定期を過れ

る上告をすることを許さず

上告狀中には必左の事實を記載すべし

第一 原告人の住所身分氏名

第二 被告人あれば其住所身分氏名

第三 被告人の住所身分氏名

第四 証人又は引合人あをむ其住所身分氏名

第五 地方裁判所に訴え又は被告にて呼出されたる年月日及び裁判官渡を受けたる年月日

第六 上告裁判所に控訴え又は被告にて呼出されたる年月日及び裁判官渡を受けたる年月日

上告狀は正本一冊及び副本五冊を差出さるべし

上告狀は必左の書類を添へ差出さるべし

第一 地方裁判所に於ての訴狀並に答書の寫及び裁判官渡書の寫

第二 上告裁判所に於ての訴狀並に答書の寫及び裁判官渡書の寫

第三 上告狀中に憑據となす書類の寫の各書類に番號を朱書し編みて一冊と爲え又は葉數多に付編して幾冊と爲えたる者

右の訴狀又と答書及び憑據の書類の寫を所持せざる者は原裁判所に願出裁判所の簿冊を認庭に取下げ見坐

の目前に於て之と寫取ることを得べし
若し原裁判所に於て書類寫取の出願を許さるに因り
上告人其寫と出能はざる時は其旨を上告狀中に記載
すべし

第十六條 上告者は其上告狀に添て金拾圓を大審院に預く
べし若し其金高を預けざる時は上告をあすことを得
ず

第一 若し上告を取上げざる時は其預り金を没入
す

第二 若し上告を取上げ原裁判を破毀したる時は預

り金を還付す

第三 若し上告を取上げ被告人と對審したるの後之
を斥けて原裁判を破毀せざる時は預り金を没入
又訴訟入費規則に照えて被告人の費用を償はさむ
被告の相手方を云

第十七條 上告を爲す者は先づ原裁判所に届出づべし原裁
判所に於ては書類と三日内に大審院に遞送すべし

第十八條 上告に付くは裁判の執行を停め大審院已に原
裁判を破毀するに至るを即日原裁判所に通報して大審
院より郵信を發し執行を止め更に審判落着の日に至る

前の執行を取消して後の裁判と執行せしむべし

但し内國人より裁判外の人民に對し又は裁判外の人
民より内國人に對する上告は原裁判の執行と停むべ
し

第十九條 上告狀は原告人自ら之を捧ぐるも又は代理人を
えて之を捧かしむるも本人の意に任す

第二十條 大審院に於て判事審聽を不當なる上告ありと決
する時は何々の理由を以て上告を受理せざるの旨を言
渡すべし

第二十一條 判事審聽を當然の上告ありとし之を判決すべ
し

さ旨を言渡したる時は其後二日以内に被告人呼出狀を仕
出す可也此の呼出狀又は上告狀の副本を添ふべし

第二十二條 被告人は呼出狀と受取りたるより三十日以内に答
辨書を作り自身又は代理人より之を大審院に捧ぐべし
但し被告人の住所より大審院に至るの距離八里より遠
ざるときは八里毎に一日を増すべし

第二十三條 大審院に於て被告人の答辨書を受取りときは
院長より判事の中に於て一人の主任を命じ一件書類を
取纏め遅延なく一件始末書を作らせめ然る後に原被對
審の日を豫定し三日以前に原被對審の呼出狀を原被對

方に送達すべし

第廿四條 原被告對審の節は判事席に臨み最初に主任判事一件始末を宣讀次に原告の陳述次に被告の陳述次に原告被告の論辨を審聽せ而して後に原告人上告理ありと決するときは何々の理由を以て原裁判所の裁判を破毀するに付更に某裁判所に於て裁判を受くべき旨又は大審院に於て裁判すべき旨を言渡すべき

第廿五條 若し原告人の上告理を以て決するときは何々の理由を以て上告を斥くる旨を言渡すべし

第四章

刑事上告の事

第廿六條 違警罪及び死罪を除くの外一切の刑事皆上告することを得

第廿七條 刑事に付き上告することを得べきの人

第一 刑の言渡えを受けたる者

第二 檢事(檢事あきの地方は警察官之に代るゝとを得)

第廿八條 刑の言渡えを受けたる者上告を爲さんと欲する時は其言渡より第三日迄に(三日間は決行せず)上告願状を其裁判所に捧げ又第十日迄に上告趣意明細書を捧ぐ

べし

但し裁判所に決放を執行する所の地方官又其事を達
そべま

第廿九條 検事の上告せんと欲する者は裁判官渡より二十
四時の内に裁判を爲すことを刑の言渡を受たる者に
達ま又第十日迄に上告趣意明細書を作り之と司法卿に
遞送すべま

但ま検事の上告を爲すことを決放を執行する所の地
方官に通知すべま

第三十條 検事及び刑の言渡を受たる者上告の期を過る時

は上告の權を失ふべま

第卅一條 決放を執行する所の地方官は刑の言渡を受たる
者若くは検事より上告することを達またるときは決行
を止め以て上告の落着を待ち獄舎に於ては其刑の言渡
を受たる者を別舎に勾置そべし(別舎なき者は便宜に隨
ひ監護するを要そ)

第卅二條 刑の言渡を受たる者自ら上告狀を書記すること
能はざる時は代理人を獄中に延き(獄中を劃りて應接所
を設け他の囚人と混せざるを要す)上告趣意明細書を代
書せまむることを得其代理人は明細書に本人と共に姓

名を記す可也本人自ら姓名を記すこと能はざるときは
其事を肩書すべし

但之代理人を獄舎に延くときは之を看守者に告げ看
守者は之を裁判所に届くべし

第卅三條 刑の言渡を受たる者幼年(十五年未滿を云)にし
上告を爲すの權利あることを知らざるときは其親族(五
等親を云)代りて爲に上告することを得

第卅四條 裁判所に於て上告趣意明細書を受取るときは
其文書類を併せて三日内之を大審院に遞送すべし
第卅五條 大審院は上告を審接し上告不當若くは理なしと

決するときは理由を付したる判文を原裁判所に發付
上告人に傳達せしめて後決行せしむ上告理ありと決す
るときは原裁判を破毀して更に他の裁判所に移し若く
は大審院自ら之を審判すべきの旨を判し若くは單へに
其擬律を平翻えて原裁判所に發付し處分せしむ其判文
は並に理由を付すべし

第卅六條 檢事上告する時は趣意明細書及び其文書類を直
に司法卿に遞送し司法卿は上告趣意明細書及び其文書
類を相當の檢事をえて之を大審院に付せしめ大審院に
於て判文已に成るときは司法卿を經由して原裁判所に

付し處行せまむ

○甲第九十一號 同日

海軍省甲第二號 三月九日

昨明治九年四月甲第二號を以相違候當省所轄造船所定雇職工規則中第二十一條取消候條此旨布違候事

○甲第九十二號 同日

太政官第二十九號 三月十日

明治八年四月第六十六號布告内國難破船及び漂流物取扱規則第三十七條左の通り改正候條此旨布告候事

第三十七條

暴風雨等にて流失の材木と取揚ぐる時は此規則第貳拾九條以下に照準ま其代價拾分の壹に過ぎざる取扱料を遺すべま

○甲第九十三號 同十六日

太政官第三十號 三月十日

本年郵便規則中第百六十一節左の通り改正候條此旨布告候事

第百六十一節

一爲替証書一枚の金高は貳拾圓迄に限り端数は厘位迄に限るべき事

○甲第九十四號 同日

大藏省甲第十一號 三月十日

愛知縣下秩祿公債証書容藏紛失の旨甲第二號を以て相達

置候處同縣下に於て悉皆發顯候段届出候條此旨布達候事

甲第九十五號 同日

明治八年十一月 甲第三百四十四號布達縣稅徵收規則中左の

一條増加候條此旨布達候事

但之既に免許鑑札を受けたるものは來る卅一日限り看

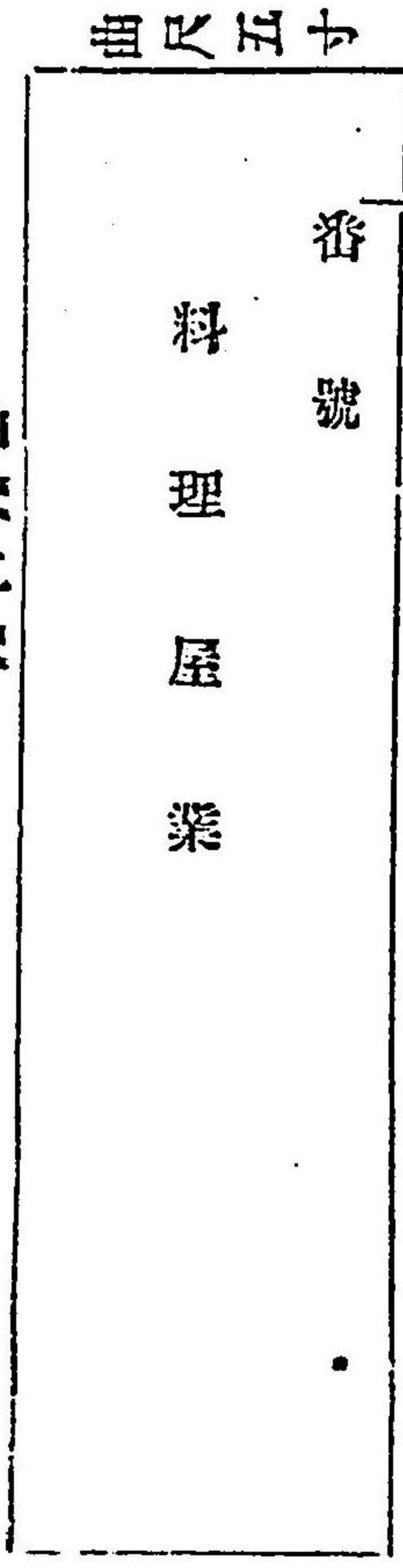
板可相揭事

第九條

料理屋業は店頭に見板を掲ぐべし

看板離形

番號は鑑札番號を記すべし



曲尺二尺

○甲第九十六號 同十七日

布達之寫

大政官第三十一號 三月十日

控訴上告手續中民事上告者預け金の儀退て相違候迄差出
す及ばざる旨明治八年第百號と以て布告候處今般控訴
上告手續改正候に付ては右布告は自から消滅候儀と可相
心得此旨布告候事

○甲第九十七號 同十九日

今般警部制服徽章並に巡查用小丸提燈大小區記職方左の
通り改正相成候條爲心得此旨布達候事
但之本文の外は總て明治八年甲第三百八十八號布達の
通り可相心得事

官等	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
銀横筋幅二分一筋	銀横筋幅二分一筋	銀横筋幅三分一筋	銀幅三分四筋	銀幅三分四筋	銀幅三分四筋	銀幅三分四筋	銀幅三分四筋	銀幅三分四筋	銀幅三分四筋	銀幅三分四筋
帽章	帽章	帽章	襟章	襟章	襟章	襟章	襟章	襟章	襟章	襟章
袖章	袖章	袖章	袖章	袖章	袖章	袖章	袖章	袖章	袖章	袖章
袴章	袴章	袴章	袴章	袴章	袴章	袴章	袴章	袴章	袴章	袴章

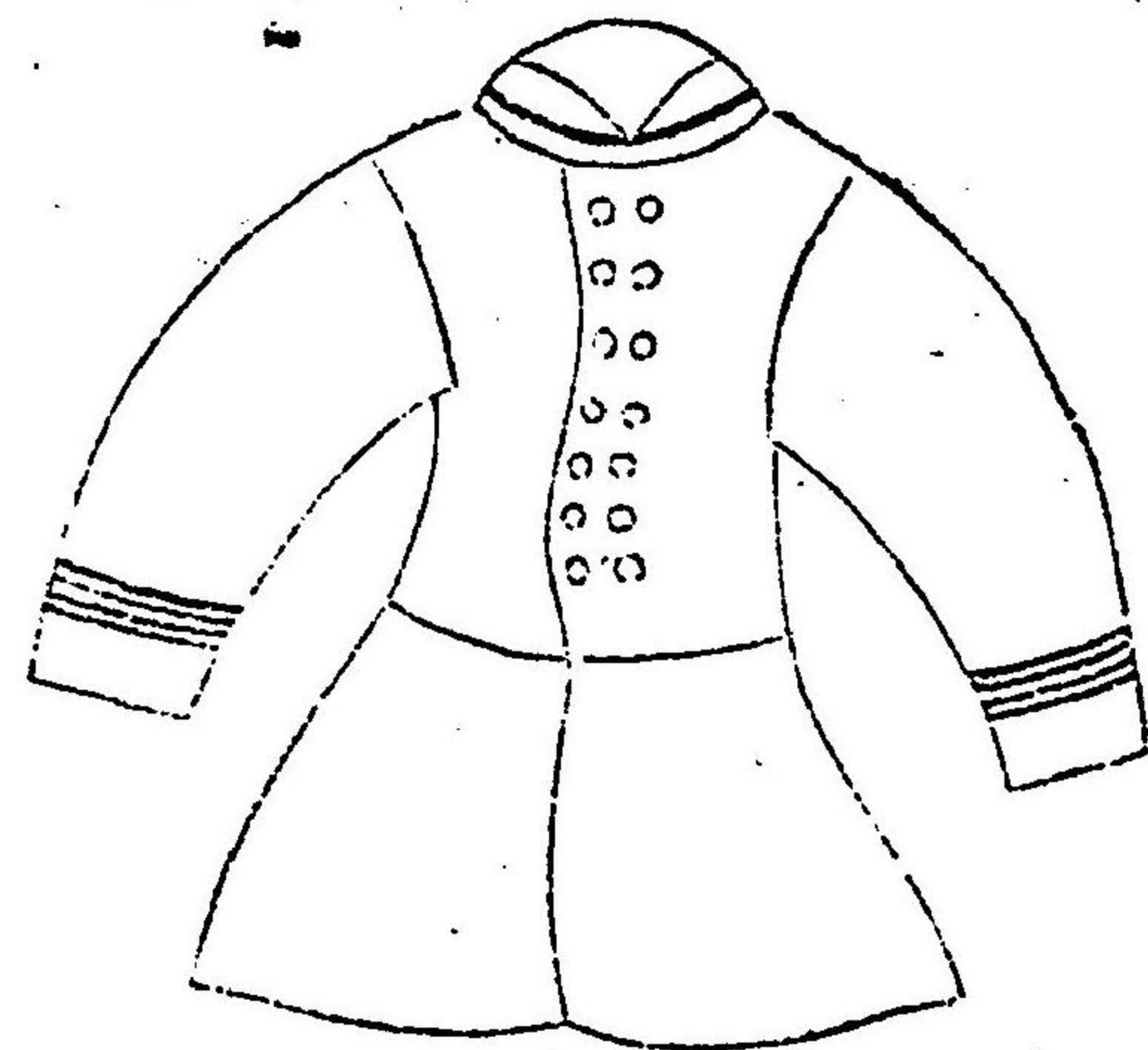
新編之寫

甲州一

制服表面

同裏面

一等
二等 警部
三等
以下之に
做ふ



巡査用小丸



地警名察者

或以地名
警察署地名分署

○甲第九十八號 同廿日

商賈取締規則別冊の通り相定候條規則第四條第五條に依り本月中頭取撰定の上届出づべし此旨布達候事

但し本文撰舉執行の儀は三業總代並に世話掛之を擔當せ社中集會の期日其區受場の警察署又は分署へ届出づべし且頭取撰定の上は三業總代世話掛は相應候事

商賈取締規則

第一條 商賈取締規則は盜品及び遺失品等を調査する爲に設くるものとする

第二條 前條取締に關する商賈を類別して二と云一類毎

に結社せしむ

第一 質業古着賣買業

第二 古金銀銅鉄古道具(大小古道具其他古物類賣買するもの)古本紙屑類賣買業。

第三條 前に掲ぐる商賈は警察署並に分署受場の一區域に就き各一社と設くべし

第四條 一社毎に頭取一員を置き社中の取締品觸廻達方等を負擔すべし

但し協議に依り副頭取を置くも妨かなし

第五條 頭取は社中に於て公選せ其姓名住所等區戸長を

經て縣廳及び警察署並に分署へ届出べし

第六條 頭取は一ケ年毎に交代するものとす故に毎年一月十五日を以て改撰せ第五條の手續を経て届出べし

第七條 新よ該業を營まんど欲する者は總て社入の上頭取連署區戸長の與印を受け縣廳へ出願せ免許鑑札を受くべし

くべし

但老廢業轉籍寄留又は代替り或ひは水火盜難過誤等にて免許鑑札を遺失毀損せ書換又は返納するものも總て本條よ準ふ其時々縣廳へ出願すべし

第八條 此の鑑札は居商は一店限り行商は一人限り效わ

るものとす故に居商の支店あるもの及び雇丁を使役して行商をなさむるものは其支店並に雇丁の數に應ふ鑑札を受くべし

第九條 鑑札手数料並ふ縣税は渾て明治八年甲第三百四

十四號同甲第三百六十二號布達の通り心得べし

第十條 此鑑札は他人へ讓與賣買又は貸借をなすを禁む

第十一條 毎社頭取に於て社中姓名簿四冊を製し入社人の

業体及び本籍寄留の町村名番號姓名年齢等を詳記し各自押印せせめ一冊は本社に留め三冊は區戸長を經縣廳及び警察署並に分署へ一冊つゝを差出べし

但之爾後社中出入及び代替を並み改姓名等の時々其
原簿を改め其旨警署並み分署へ届け出すべし

第十二條 社商は各自明細帳と製紙数を明記し頭取並に
其町村戸長の割印を受け商業取引する人の町村番號姓
名並に品物金高等を詳記し置くべし

第十三條 社商は各自品觸帳を製紙置き品觸ある毎に悉く
之を詳記し置くべし

第十四條 明細帳及び品觸帳は半紙横帳に製紙表面中央(明
細帳品觸帳兩側)年號月日を記し裏面に町村番號姓名
を記載すべし

第十五條 質屋は其質置主其他の商買は其物品賣渡主の町
村番號姓名等兼て熟知の者と雖第十二條に準じて詳記
す其本人の証印を取り置くべし若し町村姓名を知らざ
るものあるば保証人を同道せしめ其保証人の証印をも
取り置くべし此証人は男子に於て町村姓名を熟知する
ものに限るべし

第十六條 同商買の鑑札を所持する者との取引も必ず其町
村番號姓名並に物品金高等を詳記し其証印を取り置く

べ玄尤其町村姓名を知らざるも所持の鑑札を証とするを以て別に証人を要するに及ばざるべ玄

第十七條 凡て官廳の印ある物品或ひは官物と見認むる品を典賣する歟又は身分不相應の物品を典賣せ或ひは風躰怪まき者と見認むるとは本人差留め置き速に旅寄警察署又は分署へ届出べ玄

第十八條 品觸帳に記載ある物品又は似寄の物品を見受くるときは速かに前條向々の内へ申出づべし

第十九條 不正の品と心付き品觸を待たせ直に訴へ出又は品觸を依りて訴出其品不正に決するときは獄金お積り

其十分の七より多うらせ十分の三より寡からざる手當を與ふべ玄

第二十條 街上郊路等に於て無鑑札の者及び町村姓名を熟

知せざる者より物品を買取り又は交易することを禁ず

第二十一條 居商は店頭に見板を掲げ行商は鑑札と腰間具やすき處に帶ふべ玄

第二十二條 品觸は至急と要するものおきは渾て刻付にて回達之終より頭取を経て警察署又は分署に返納すべ玄

第二十三條 凡て社中へ關する一切の公費は頭取に於て明細取調帳簿お詳記之毎年兩度(七月十二月)之を精算之勘定

帳二冊を製去社中承認の後一冊を縣廳へ差出其一冊は社中に備へ置べ其費用は賣揚高或は賣品の所持高等其他適宣の法を以て社中協議の上課出すべ之

第二十四條 前條公費の外新に入社する者より種々の名義と以て金錢を課するを得ず

第二十五條 頭取の給料は社中協議の上相當支給をべ之

看板雛形

番 號
何 商 業

曲尺二尺

番號は鑑札の番號を記せ

○甲第九十九号 同日

太政官第三十二号 三月十日

各社領朱黒印地并ふ除地收額中より従前配當受來候舊神官の輩は右配當高を別紙祿制に引充候上金額に換へ五ヶ年分の合計配當祿公債証書と以て一時に下賜候條右公債証書は明治八年八月第百三十号布告の通り可相心得此旨布告候事

但し配當米金受來候者は確証相添來る四月三十日限り其管轄廳へ可申出若右期限後に至り如何様の事情申出候共採用不相成候條此旨兼て可相心得事

祿制

配當現米

千石以上
 九百石未迄
 八百石未迄
 七百石未迄
 六百石未迄
 五百石未迄
 四百石未迄

祿制現米

三百石
 二百八拾石
 二百六拾石
 二百四拾石
 二百貳拾石
 貳百石
 百六拾貳石五斗

四百石未迄

百貳拾五石

三百石未迄

八拾七石五斗

貳百石未迄

五拾石

百石未迄

四拾五石貳斗貳升

九拾石未迄

四拾石四斗四升

八拾石未迄

三拾五石六斗七升

七拾石未迄

三拾石八斗九升

六拾石未迄

貳拾六石壹斗壹升

五拾石未迄

貳拾壹石三斗三升

四拾石未滿

拾六石五斗六升

三拾石未滿

拾壹石七斗八升

貳拾石未滿

七石

拾石未滿

五石

五石以下

従前之通り

○甲第百号 同廿一日

本縣三等巡查横田伴右衛門儀本年二月二十七日第三十一區初狩廣里兩村内巡回の際兼て相渡置候本縣第四課印押捺有之手帳遺失候旨届出候に付右所持の者見聞候はば最

寄警 察署又は分署へ可届出此旨布達候事

○甲第百一号 同日

就學牌授與條例別冊の通り相定候條此旨布達候事
就學牌授與條例

第一條 就學牌は男女の兒童其住居地の學區又は寄留地の學区内に設立する公立小學又は私學へ入學するの證とて該校を経縣廳より之と授與するものとす

第二條 此就學牌は左の圖式の如く兒童の衿に緊繫せしめ學校往復は勿論平素門外へ出遊又は他行する時と雖ども必ず佩びざるを得ざるものとす



第三條 此就學牌は兒童の尤榮譽とし佩ぶるものとす故に其父兄に於ても平素能く意を注ぎ鄭重に取扱ふべし

第四條 警察官吏若し就學牌を佩びたる兒童途上に於て不良の遊戯をなすを認むる時は其佩牌を檢査之を罰

戒去該校又は其父兄へ報知すべし若し既に就學したる兒童就學牌を佩びざる時は直ち其家に就き之を糺すことあるべし

第五條 警察官吏又は學務主任の官吏に於て若し就學牌を佩びざる學齡内の男女兒童あるを認むるときは學區取締或は戸長をして其就學せしめざる次第と糺さしめ又は直に其家に就き取糺すことあるべし

第六條 就學牌は男女兒童の始て入學毎月末たる當日より五日以内に該校幹事より第一式の如く其父兄の住區郡町村番号及び生徒年齢等を詳記したる請取書を縣廳

へ差出そべき而きて之を請取らば五日以内に其父兄を
該校へ喚出之を佩はまひる所以の主意及び取扱心得
方等を懇諭の上之と授與之第二式の請書を出さまめ該
校へ領收を置くべき

第七條 生徒過誤等に於て此牌を遺失毀損することあらば
父兄より其事由を該校へ申出づべし該校幹事は其事由
申出の通り相違無きに於ては第六條の手續を以て更に
授與そべし

但し其償とて金壹錢を納めまひべし

第八條 小學校全く卒業に至らば半途退學の許可を得た

るものは其當日該校へ此牌を納め該校幹事は即時
へ返納そべき

第九條 小學校科と完全に卒業したる生徒は之を納むる
に及ばば故に卒業證書と共に之を該兒の身に附き鄭重
に藏め置くべき

但し該牌へは全科卒業の旨を彫刻して下附すべき

第一号書式

就學牌御下附上申書

第何區何郡何村何番戸往居或は寄留
華士族平民は其府縣より寄留され

何の誰子弟

姓名

當何年何月何歲何月

第何區

姓名

右本月二日入校致候に付就學牌御下附被下度尤御條例
の趣本人并に父兄へ懇篤説諭授與可致候此段上申候也

第四十何番中學區公立何番小學

何々學校事務掛

年月日

姓名印

右校訓導

姓名印

右校幹事

姓名印

學區取締

姓名印

長官宛

第二号書式

證

長次男女弟妹

姓名

當何年何月何歲何月

右此般御校へ入學の證とて就學牌御授與相成正に奉請
取候然る上は平素必之を佩はせ又本人は勿論家族
於ても大切に取扱御條例の通り遵奉可仕候依て證書差出
候也

第何區何郡何村何番戶住居或は寄留

父或兄 姓名 印

年 月 日

何々學校

御 中

○甲第百二號 同廿三日

鹿兒島縣令從五位大山綱良儀官位被禡候旨 行在所より

公達有之候條爲心得此旨相達候事

○甲第百三號 同廿四日

布達書回達規則別冊の通り相達候條此旨布達候事

但之聯伍編製聯伍長決定迄は従前布達回達の組合を聯

伍と見做之該組合中伍長の内より人選此規則に準之可扱

取事

各町村布達書毎戸回達規則

第一條 毎町村回達の布達書類は毎聯伍に各一部宛を頒

布すべし

第二條 前條布達書は町村事務所より甲號離形の表を添

へ聯每伍長に配達之聯伍長は其添表に落手之たる月日時刻及び姓名を記入之押印の上其配達人に返付すべし

第三條 聯伍長は前條の配達を請け乙號雛形の順達表を其布達書に添て組合毎戸へ回達せ之め毎戸よ於ては其添表に受渡の時刻及び回達先きの姓名を記入之自己姓名の下に押印の上順次送達し回尾より之を該聯伍長に返付すべし

第四條 毎戸布達書閱覽の時間は遅くも一時間を過ぐべからず若し戸主他出等に係り留守中婦女子のみみふ當然の手續を爲之得ざる時は姓名の下に其趣を記之たる

下げ紙を之其儘即時其次順に送達すべし

第五條 毎戸回達済の布達書は該聯伍長に於之を保存之順達表は其時々該町村事務所に納付すべし

第六條 前條の布達書は該組内の者所望により披見せ之め或ひは貸し渡すを得然れども貸渡之の日數は二日を限り且其時々借用證書と出さ之むべし

○甲第四百四号 同日

工部省第二号 三月十七日

明治七年十月第二十三號を以て及布達候電信技術生徒試験
檢手續書並に同八年三月第九號を以て及布達候同書中願
書改正例文ども今般別紙の通り改定候條此旨布達候事
改正
電機通信技術方取扱規則
正

第一款

入校試験

第一條 願書例文 正副二紙二つ折

電機通信技術生徒入學願

私儀兼て電機通信技術志願に付今般入校修業仕度候間御
試験の上御許容被成下度此段奉願候也

何縣何大小區何町何番地 華士族 某長次男
兄弟既籍

宿所 京府下何大小區何町何番地 某方 同居

年号月日

姓名

年印

電信局長某殿

前書某御試験の上入校御許容被成下度御規則の趣き遵奉
可爲致は勿論身元の儀於私始終引受申候自然疾病等にて
退校願出るか又は官より免職被仰付候節は本人に關する
學費金都て償納可仕候依て保狀如此候也

肩書本人願書に同之但東京住居の者に限る

年号月日

姓名印

電信局長某殿

第二條 生徒は年齢十五歳以上二十五歳以下たるべし

第三條 生徒試験日限達次第其當日午前第九時十五分前

迎刻なく出校すべし

但し試験當日不參致し後三日内に出頭不致者は試験

檢を許さず入校願書を返却すべし

第四條 試験檢條目

第一筆蹟

第二讀書

皇國史略並に翻譯書英佛會活又はリードル
其他本人學ぶ所の書籍による

但之即今洋學無之と雖も志願篤切後來屹と
成業の身込有之者は試験の上入校せざるべし
とあるべし

第五條 試験可ある者は凡四週問自費を以て通學を許す

傳信字號詰誦の後現字紙を讀ましめ和歐文の送信を試

み優劣を分ち其能者は入校を許す擧て修技生に命ず爾

後定期に據其技を試檢す工術等級表に照し進級せしむ

べし

第六條 生徒科業の書籍筆墨紙等總て官費たるべし

第七條 生徒入校許容の月より滿五ヶ年當局へ勤仕せる
 と期約とす故に此年期中は決まて他に願慮あるべから
 ず自然疾病等にて退校願出るゝ又は官より退校申付る
 時は本人に關する一切の學費其退校の緣由と在校の年
 月とに應之償納規則は照し身元引受人より辨償せまむ
 べし

第八條 生徒疾病等にて不得止一旦退校せるもの再び入
 校を請ふときは更に其技學と試み取捨をべま
 但し再入の者は兼て差出たる償金を還付し且勤仕
 年數も前在校中の年月を算入すべま

第九條 再入校願書例文 正副二通 折

電機通信技術生徒再入校願

私儀兼て電機通信技術志願に付何年何月日入校修業罷左
 候處病氣に依り何年何月日退校仕候處病氣全に付今般再
 入校修業仕度候間更に御試験の上御許容被成下度此段奉
 願候也

肩書前同文

年号月日

姓名

印 年齢

電信局長某殿

前書某御試験の上再入校以状書同文

○甲第百五号 同廿六日

太政官第三十三号 三月廿三日

静岡縣管轄伊豆國附屬七島裁判事務自今東京裁判所へ被
屬候條此旨布告候事

○甲第百六号 同廿八日

大藏省甲第十二號 三月廿四日

椽木縣士族野村利廣所持明治八年發行秩祿公債証書貳拾
五圓印一四番壹枚同縣下於て落失の旨届出候條
右種類番記号の証書は一切取引を爲そべからせ又何人に
不限所持致居候を見聞候は速に管轄廳へ可訴出管轄廳

よりは即當省へ可届出此旨布達候事

○甲第百七号 同廿九日

今般第三十三區都留郡谷村に本縣病院分院を設け來る四
月六日より開業候條治療を請ふ者は渾て昨明治九年甲第
百六十六號布達病院規則の通り可相心得此旨布達候事

○甲第百八號 同三十日

工部省第三號 三月廿六日

明治八年十月當省第貳拾四號を以て及布達候大學校元工自
費入校生徒私費一ヶ月金額の儀は自今一ヶ月金七圓に改
定候條此旨布達候事

○甲第百九號 同卅一日

明治九年甲第十號布達印刻營業規則中左の二條增加候條
此旨布達候事

但之既に許可を得鑑札所持するものは來る四月十五日
迄よ看板可相揭事

第十二條

區町村事務所の印章彫刻の頼を受ける節も第五條に倣ひ其
區區長又は其町村擔當戶長の証書を申受くべし

第十三條

許可を得たる印刻營業者店頭に見板を掲ぐべし

但之看板は左の離形に據るべし

看板離形

番號は鑑札の番號を記せし



曲尺貳呎

○乙第三十五號 三月一日

區長 戶長

當今市村に於て強竊盜の難に罹るもの不少中には兇器を
携帶往來人を劫かし財物を強奪する等の所爲有之趣和聞
候條此際一層取締方各警察署へ相達候就ては同署より相
達候儀も可有之に付協議の上町村に於て互に取締の方法
を設け候様可致此旨相達候事

○乙第卅六號 同二日

區長

戸長

氏子ある神社は一村幾社あるも都て村社の取調和成居候
等の處如何の麻より誤解を生宏候哉右氏子ある神社を村
社に加列致度旨願出候者往々有之不都合に候條誤解無之
様可申達此旨相達候事

○乙第卅七號 同五日

區長

區町村惣代人撰舉法第四條第一項官職ある者れ儀に付退
々伺出及指揮置候次第も有之候處右は等内村官員は勿論
區戸長郵便取扱役等の准官吏及び神官寺院住職教導職試

補以上を除くの外は同惣代人に撰舉候共不苦候條其向々
へ可觸示此旨相達候事

○乙第卅八號 同七日

區長
戸長

明治八年乙第六十六號を以て相達候改正戸籍總計職分總
計寄留總計悉皆相廢更に別紙の通り相定且戸籍職分總計
附錄増加候條昨九年乙第六號達の通り例年定期を過さず
屹度取調可差出此旨相達候事

朱戸籍總計書式一區兩郡に跨るは郡別
製とべ

第幾區戶籍總計

明治幾年一月一日開

社	何郡	何村	何町	何村	合	幾村
國幣中社	幾社	幾社	幾社	幾社	幾社	幾社
內	鄉社	幾社	幾社	幾社	幾社	幾社
寺	雜社	幾社	幾社	幾社	幾社	幾社
內	大本寺	無有住	無有住	無有住	幾寺	幾寺
	中本寺	無有住	無有住	無有住	幾寺	幾寺
	小本寺	無有住	無有住	無有住	幾寺	幾寺
戶	末寺	無有住	無有住	無有住	幾寺	幾寺

內	持家	幾戶	借家	幾戶
內	明家	幾戶	無主明家	幾戶
內	無家	幾戶		
寄留戶		幾戶		
內	持家	幾戶		
內	借家	幾戶		
總計	幾戶			

士族	有祿戶主	幾人	內	男	幾人
	有祿戶主	幾人	內	女	幾人
	同家族	幾人	內	男	幾人
	同家族	幾人	內	女	幾人
	無祿戶主	幾人	內	男	幾人
	無祿戶主	幾人	內	女	幾人
	同家族	幾人	內	男	幾人
	同家族	幾人	內	女	幾人

平民

合計幾人

內男幾人
女幾人

有祿戶主幾人

內男幾人
女幾人

同家族幾人

內男幾人
女幾人

無祿戶主幾人

內男幾人
女幾人

同家族幾人

內男幾人
女幾人

合計幾人

內男幾人
女幾人

總計幾人

內男幾人

此譯

十五年未滿

幾人

十五年已上二十一年未滿

幾人

二十一年已上四十年未滿

幾人

四十年已上六十年未滿

幾人

六十年已上八十年未滿

幾人

八十年已上

幾人

女幾人

此譯

十五年未滿

幾人

十五年已上四十年未滿

幾人

四十年已上八十年未滿

幾人

八十年已上

幾人

(朱) 已上何れも滿年を以算すべき

○

人員總計之内

夫婦幾人

内 男幾人
女幾人

(朱) 但去妻を算入すべきならず

出生幾人

内 男幾人
女幾人

嬰兒幾人

内 男幾人
女幾人

(朱) 但十三歳已内の者を舉ぐべし尤右年齢内と雖も人の養子とある者等は舉ぐべからざる

癩疾幾人

内 男幾人
女幾人

脱籍幾人

内 男幾人
女幾人

(朱) 初尋より滿八十年除籍前の者を舉ぐ

囚獄幾人

内 男幾人
女幾人

懲役幾人

内 男幾人
女幾人

○

人員總計之外

死亡幾人

内 男幾人
女幾人

脱籍八十年已上除籍の者

内 男幾人
女幾人

(朱) 但其年一歳中除籍の者を舉ぐ

右之通和違無之候也

明治幾年一月一日

第幾區區長

姓名印

(朱) 戸長區長へ出す書式も右に同

(朱) 職分總計書式 一區兩郡に跨るものは郡別に製すべし

第幾區職分總計

明治幾年一月一日調

何郡 何村 何町

合幾村

官員

幾人

内 男幾人 女幾人

(朱)

巡查及び民費を以て月俸を支給する者を除くの外等外吏も準定る已上の者總て擧ぐべし

神官

幾人

内 男幾人 女幾人

(朱) 國幣社神官己下祠官祠掌に至るまで擧ぐ

兵隊

幾人

(朱) 常備兵のみを擧ぐ

從者幾人

幾人

内 男幾人 女幾人

僧

幾人

尼

幾人

(朱) 已上二行の教導職試補已上の者を擧ぐ

本邦學

幾人

内 男幾人 女幾人

漢學

幾人

内 男幾人 女幾人

歐米學

幾人

内 男幾人 女幾人

兵學	醫術	武術	算術	筆學	(朱)已上諸件は其伎藝を以職業とする者のみを擧ぐ	農	工	商	雜業
幾人	幾人	幾人	幾人	幾人		幾人	幾人	幾人	幾人
内 男 幾人 女 幾人	内 男 幾人 女 幾人	内 男 幾人 女 幾人	内 男 幾人 女 幾人	内 男 幾人 女 幾人		内 男 幾人 女 幾人	内 男 幾人 女 幾人	内 男 幾人 女 幾人	内 男 幾人 女 幾人

雇人 幾人
人員總計幾人

内 男 幾人
女 幾人

右之通相違無之候也

明治幾年一月一日

第幾區區長

姓名 印

戸長より區長へ出と書式も右に同ト
寄留總計書式一區兩郡に跨れば郡別に
製すべし

第幾區より他管轄へ寄留總計明治幾年幾月一日調
他管轄より寄留總計も之に同之但一月より十二月迄
月別に製とべし
何郡何村何町
何郡何町何村
合 幾村
幾町

官員	神官	華族	士族	兵隊	僧	從者	本邦學	漢學	歐米學
幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人
內	內	內	內	內	內	內	內	內	內
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人

兵學	醫術	武術	算術	筆學	尼
幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人
內	內	內	內	內	內
女男	女男	女男	女男	女男	女男
幾人	幾人	幾人	幾人	幾人	幾人

(朱) 已上諸件記載方職分總計に同じ

農	工	商
幾人	幾人	幾人
內	內	內
女男	女男	女男
幾人	幾人	幾人

雜業	幾人	内	男	幾人	女	幾人
雇人	幾人	内	男	幾人	女	幾人
修行人	幾人	内	男	幾人	女	幾人
(朱) 職業を棄てて諸伎藝修行中の者を擧ぐ	幾人	内	男	幾人	女	幾人
官員より雇人迄の家	幾人	内	男	幾人	女	幾人
族並お僧尼の徒弟共	幾人	内	男	幾人	女	幾人
囚獄	幾人	内	男	幾人	女	幾人
懲役	幾人	内	男	幾人	女	幾人
人員總計幾人		内	男	幾人	女	幾人
		内	男	幾人	女	幾人

右之通相違無之候也

第幾區區長

明治幾年幾月一日

姓名印

(朱) 戸長より區長へ差出と書式も右に同之

(朱) 戸籍職分總計附録雛形

第幾區戸籍職分總計附録 明治幾年一月一日調

(朱) 戸籍總計に記載する戸數外の戸數を左の通列記そべ之
 但社寺を以て假りの學校教院等とあり人家を以て假
 の區村事務所とかその類ハ重複を厭はず双方へ記載
 そべ之其書式は譬へば小學校五ヶ所あり内二校は専
 ら學校にのみ用ふる者に之て三校は社寺等と兼用す
 るものさきば兩者を分て左の如く中間へ二行に記す

べし

公立小學校。二ヶ所五ヶ所

縣廳

幾所

同支廳

幾所

第幾課出張所

幾所

裁判所

幾所

同支廳

幾所

區裁判所

幾所

陸軍官員駐在所

幾所

公立師範學校

幾所

公立小學校

幾所

公立女學校

幾所

公立夜學校

幾所

公立何學校

幾所

中教院

幾所

內何神道

何宗幾

幾所

小教院

幾所

內何神道

何宗幾

幾所

説教所

幾所

內何神道

何宗幾

幾所

神道事務局

幾所

何宗宗學所

幾所

公立病院

幾所

同支院

幾所

懲役場

幾所

監獄署

幾所

警察署

幾所

警察分署

幾所

城廓

幾所

舊陳屋

幾所

公園

幾所

遊觀場

幾所

官庫

幾所

村持鄉倉

幾所

區會議所

幾所

區長事務所

幾所

戶長事務所

幾所

郵便局

幾所

内幾等幾等幾

村持堂庵坊懸所

幾所

持堂庵坊懸所

幾所

勸業場

幾所

同試驗場

幾所

製絲場

幾所

養蠶場

幾所

職工場

幾所

牧畜場

幾所

燒尺場

幾所

演戲場

幾所

生絲改會社

幾所

內國通運會社

幾所

興益會社

幾所

中馬原會社

幾所

運輸會社

幾所

何會社

幾所

河岸場荷物取扱所

幾所

渡船小屋

幾所

橋番小屋

幾所

溫泉小屋

幾所

水車小屋

幾所

布之告寫

(朱) 右の外記載すべき者あらば別に其目を舉て記載すべし

○

(朱) 職分表に掲載せし職分外の職分を左に列記すべし

但管内本籍の者と管外本籍の者とを論せ目今管内に在て其職務に従事する者を遺漏なく記載すべし

區長

幾人

副區長

幾人

戶長

幾人

副戶長

幾人

聯伍長

幾人

區書記

幾人

學區取締物理

幾人

學區取締

幾人

學校事務掛

幾人

師範學校訓導

男幾人
女幾人

小學訓導

男幾人
女幾人

小學授業生

男幾人
女幾人

教導職

男幾人
女幾人

內華族

男幾人
女幾人

士族

男幾人
女幾人

幾人 幾人 幾人 幾人 幾人 幾人 幾人 幾人 幾人 幾人

平民

男幾人

幾人

神官

女幾人

僧

幾人

尼

幾人

巡查

幾人

監獄書記

幾人

監獄醫師

幾人

監獄教師

幾人

監獄守卒

幾人

獄丁

幾人

監門

幾人

官廳備

幾人

官廳給使

幾人

病院醫

幾人

病院事務掛

幾人

區土木掛

幾人

村勸業掛

幾人

三堰取締

幾人

郵便取扱役

幾人

同見習

幾人

郵便局書記

幾人

盤種頭取

幾人

同検査役

幾人

○乙第三十九號

同日

區長

戶長

本月廿日より第一區山梨郡太田町一蓮寺へ徴兵署及び検査場を開き徴募に關する一切の事務を取扱ひ且本年徴兵連名簿に記載の丁壯と検査致候條區戶長の内差添左記日割の通り遲滯なく同所へ參集可致此旨相達候事

第八區 第九區 第十區 第十一區

第十六區 第十七區 第十八區 第十九區

第二十區 第二十九區 第三十區 第三十一區

第三十二區 第三十三區 第三十四區

右十五區徴員は三月十九日正午第十二時徴兵署着

第一區 第二區 第三區 第四區

第五區 第六區 第七區 第十二區

第十三區 第十四區 第十五區

右十一區徴員は三月廿日正午第十二時同斷

第廿一區 第廿二區 第廿三區 第廿四區

第廿五區 第廿六區 第廿七區 第廿八區

右八區徴員は三月廿一日正午第十二時同斷

○乙第四十號 同八日

區長 戸長

明治六年第貳百壹號民費課出法第十二條各種民費勘定仕
上期限を廢去會計年度左の通と相定本年七月より施行候
條此旨相達候事

但之明治九年區費は十一月町村費は十二月より本年六
月迄の經費は翌七月に至り決算可致事

一各種の民費遺拂は該年七月より翌年六月までを一期と
去翌七月三十一日限り勘定仕上帳差出すべ之
一前條會計年度は十年七月より十一年六月までを十年の
年度と稱し追年之に準すべし

○乙第四十一號 同九日

區長 戸長

今般第一後備軍召集は尋常復習の爲召集相成候儀にて期
日は本月五日より六週間の筈に候處更に臨時召集と可心
得旨其筋より通達有之候に付て之當分出營の期限未定に

候條心得とまて各兵卒の戸主たる者へ可申達此旨相達候事

○乙第四十二號 同日

區長 戸長

徵兵に差添徵兵署検査場抽籤場等に詣る議員並み區戸長の旅費は従前官費支給相成來候處本年より支給不相成候に付議員の分は縣費と以て可下渡候條徵兵事務の後受取方可申出區戸長の旅費は區村費を以支給可取計此旨相達候事

但し徵兵入營に差添候區戸長の旅費は従前の通り官費支給相成候事

○乙第四十三號 同十二日

區長 戸長

各小學校に幹事並に教頭と置職務章程別冊の通り相定候條此旨布達候事

幹事職務章程

第一條 幹事は一校一員を置く

第二條 幹事は學區取締を助け事務掛以下を統率之該小

學區内に關する學事及び校務一切を擔任總括するものとす

第三條 擔任の事務舉げられ、其責に任すべし

第四條 教員事務掛以下の増減動向に意見あれば學區取締に稟議之を具申するを得

第五條 校務に關する事件其成規あるものは直に處分するを得其學資及び學校新築經費賦課方法其他新ふ規則を設る事の如きは學區取締協議の上具狀許可を得て後ち施行とべし

第六條 成規に基き該校限りの申合せ規則を設るを得べ

尤其事件の輕重を依り學區取締又は戸長(所屬町村一般人民の承認を要すべき事件は町村惣代へ協議する勿論なり)に協議を選定し上届出づべし

但し校務に關する事と雖も教務監督又は教頭に其意見を問ふべし

第七條 生徒の勤怠及び校費出納及び諸帳簿の整否を監査すべし

第八條 學業を調査し學齡内子女の入學せざる者は其家に就き親しく其父兄に諭し就學を督促すべし若し説諭の力及ぶざる場合は學區取締區戸長と議り時宜

に依り警察署又は縣廳へ開申すべし
教頭職務章程

第一條 教頭は五等訓導以上を以て之に充つ

但し五等訓導以上の者數名あれば高等の者之に任之
一等訓導補以下の者にして一校を受持つ時は假に之
を心得べし

第二條 教頭は該校一切の教務を擔任總括するもれどそ
若し教務舉らざるあれば其責に任まべし

第三條 凡教務上改正増補すべき條件あれば教務監督に
稟議すへし

第四條 凡教務上施爲舉行とべし條件は必ず該校諸教員
と協議すへし

第五條 生徒人員の多寡に従ひ教場受持の人員を定め其
教則を踐み學課を授くる務めて他の率先となり之を奨
勵すべし

第六條 教場の書籍器械等に毀損缺乏ある時は幹事事務
掛に稟議之を購求修繕すべし

第七條 昇級試験は教務監督立會教頭之を行ふべし
但し教頭副員の學校に於ては該校主任の者之を擔當
すべし

第八條 前條試檢と施行する時は其等級生員及び期日等
 教務監督を経て師範學校へ届出すべし施行し畢らば試
 檢表を製(一)体の表式に依る(二)教務監督連署を以て師範
 學校を経開申とべし

○乙第四十四号 同十五日

區長
 戸長

徴兵檢査の節各自持參の人別表認め方は徴兵令第四章第
 二條に示す雛形の通りに候處各自不(一)了解より區々の認め
 方有之夫がため何年實際に臨み不都合を生ず差支不少候

條本年より右雛形は照準するは勿論猶左の條々節と相心
 得夫々差圖の上認め方可爲此旨相達候事

人別表認方心得

- 一 桁外右の肩へ第何區と朱にて記載とべし
- 一 本雛形何郡所産何郡所住とある所へは産地住地同所あ
 れば何郡何村産同郡同村住と記す同國よりて郡村異あ
 る者何郡何村産何郡何村住と記す若又他國の産なら
 ば國名をも加ふべし
- 一 何府縣何族或ひは職業とあるは山梨縣士族(一)或ひは平民
 農商何々工と各自の職業を記す他府縣より當縣下へ寄

留の者おて検査を受るものは其府縣名を記載すべき
一 徴兵の區畫に年号月日とあるは検査を受る年号月日を記すべき

一 父母より妻子迄の區畫族職業の部へは士族(或ひは平民)農工商と其本人の職業を記すべき
一 歳の區畫へは總て幾年何ヶ月と記すべし

一 父母死亡あるは某亡と記し年齢は記に及らず祖父母死亡なれを亡の一字を記すべし

一 兄弟姉妹は自家に籍中にあるものを記す數の部へは一兄弟三人あれば三人と記すべし

一 氏神宗門は當(町村)何神社或ひは何宗何寺と記すべし若
ま郡町村の異なる時は其地名を記載すべき

一 人別區畫の内填記すべき者無之所へは○印をさすべし
右の外誕生年月日姓名肩書等は本離形の通り記入すべき
○乙第四十五号 同十七日

區長
戸長

區戸長職權の儀本年乙第十九号を以て相達候處猶又神官
教導職郵便取扱役學區取締等都て職務有之者は職權不相
成旨達有之候條夫々へ通達可致此旨相達候事

○乙第四十六号 同廿日

區長 戶長

別冊明治九年布達表頒布候條各區町村事務所へ備置候様可致此旨相達候事

○乙第四十七号 同廿二日

區長 戶長

社寺領上地田畑處分未済にまて小作物成上納の分は一昨八年より官地拜借料の名義に引直ま區村費等拜借人より

爲差出候儀と可相心得就ては同年分既に小作物成上納済の分區村費等更に下げ戻候條別紙離形の通り各區各村限り取調來る四月廿日限り各區々長より可差出此旨相達候事

社寺領上地御處分未済小作物成上納の分區村費取調書

第何區何郡

一田反別

何村

此小作物成金

内金

明治八年區村費

殘金

拜借料

〔朱〕但之現反別一社寺限り記載そべ之

一畑反別

此小作物成金

内金

明治八年區村費

殘金

拜借料

〔朱〕但之同上

右之通相違無御座候也

年号月日

右村

正副戸長

長官宛

○乙第四十八号

同廿三日

區長

戸長

辛未秋四鎮臺を被置候節舊藩々より召募相成候兵隊其後
 解散相成夫々賞典兼被下置候處今般詮議の次第有之右の
 者共悉皆召集相成候旨陸軍省より達有之候仍ては當縣に
 於ては右等の者無之候得共他府縣より寄留の者の内右相
 當の者有之候は至急取調來る三十日迄に有無共可申出
 此旨相達候事

○乙第四十九号

同廿四日

區長 戶長

昨明治九年十二月(乙第百五十号達)區務職制章程制定候に
付ては是迄何町村正副戸長の辭令下附候分は渾て該區正
副戸長に之て該町村事務擔任候儀と可相心得此旨相達候
事

但之自今公用書等の記名には左書の通り肩書可致事

第幾區(正副)戸長

何(町村)擔當

姓名

○乙第五十号 同廿九日

區長 戶長

社寺境外土地ふ有之宅地并に水車敷地等自費開墾の向は
本月十日迄に可申出旨本年乙第廿八號を以て相達置候處
萬一該達面誤認致候より自費開墾の證據有之も自然出願
遅延候もの有之候ては憫然の儀に付特別を以て來る四月
十日迄延期候條未だ不申出向は迅速取調區長於て其區内
取纏め可差出尤も期限内不申出に於ては確證有之共一切
採用不相成候條此旨相達候事

○乙第五十一號 同三十日

區長
戶長
學校幹事
同事務掛

小學校戶掛金資本利子等徒に收納日限と怠り候者有之夫
が爲校費拂出に差支候哉に相聞甚不都合に付取締の爲右
等の向は淹滞日數に應之過怠金取立方其他收納手續等各
區限り協議を遂々方法を相設け區惣代人連署を以て可伺
出此旨相達候事

但區町村費收納の儀も本條に準之取締方法相設け不苦候

條該區町村の事情に依り是又取調可伺出事

○乙第五十二號 同三十一日

區長
戶長

人民負債上より身代限りは處分相成候者區村費不納の節
右揭示日限中該裁判所へ申立候得ば先取の權利有之筈に
付若之右等の向有之節は直に該裁判所へ申立其旨尙當應
へ可屈出此旨相達候事
但之國稅縣稅をも不納の節は先づ國稅縣稅亞て區村費
の處分に相成候儀と可相心得事

布告之寫

○丙第二十五號

同十三日

第一二四區

區

長

戶

長

第一區紅梅町南側壹番地同北側貳拾壹番地地所建物共入
札を以て拂下候條望の者は來る十七日限第三課土木掛へ
申出地所建物並に拂下規則等一覽の上同廿日限同掛へ入
札差出候様區内無洩可觸示此旨相達候事

山梨縣師範學校報告

第一號

明治十年三月八日

發行

今般本校に於て小學師範學科卒業すべきもの凡十二名有

之候間各區小學校に於て訓導を要する向は來る三月十五
日を限り豫め其等級の見込を附一本校之照會すべし

山梨縣師範學校報告

第二號

明治十年三月十七日發行

本年三月本校に於て小學師範學科卒業證書を與へる生徒
左の如き

山梨縣

小林

廿年二月

山梨縣

原敬

二十三年

福島縣

安齋

廿六年二月

山梨縣

石和義弘

十七年八月

山梨縣

秋山

十九年六月

山梨縣

河野

十九年

山梨縣
大木藤作
二十年四月

山梨縣
佐藤豫策
十七年十月

山梨縣
田義英
十八年七月

山梨縣
小笠原同俣
廿八年二月

山梨縣
望月裕
十九年八月

長崎縣
原田守造
十八年三月

山梨縣勸業場報告

第三號 明治十年第二月

藍作手續概畧

種子を撰む事

凡藍を作らんと欲するには、最初先其種子を撰むと肝要あり、俗に(千本)(小千本)或ひは(百貫)杯と稱する種類數多ある

中に、尤(小千本)を以て最上とせ、且此種子は、壹番刈より生ずるも有、貳番刈より生ずる者あり、大低貳番刈より生ずる者を以て、上等とす、尤も寒暖の氣候に依りて、少差なき能はず、我甲州の如きは、早寒の地を、壹番刈株より生ずる種子を以て、適應なりとすべし

苗床を擇むる事

苗床は、地質濕氣なく、又幹き強からざる地を撰み、寒中より、鐵を以て、深く耕し、事數次、且時々糞汁油粕等を施し、地の層々凍るを以て好とす、屢々凍れば、空氣地氣と融和して、苗の生育と助くるものなり、時の至るを待ち、深く耕し、聊も土の

塊りなき様平均えて種を下その用意を成をべ之、且苗床の西北の二方に高さ壹間餘の庭、又は藁を以て風除々を成し置き、春分前後の暴風を凌ぐべし

種と下す事

凡壹反歩の藍を作らんと欲するに種五合より七八合迄を、目的とて一晝夜の間木に浸せ置て凡拾歩の地に播付るあり、啓蟄(三月五日)より春分(三月二十日)の頃、此種を播付るとき、餅粕又は油粕五舁を細末にまて、拾歩の地に一平にふりかき種を下し、松葉かきを以て軽く十文字に曳き其上の極大ならせ、極小ならざる、中位の砂を十文字の埋る程一齊

にふりかけ、足を以て平かに踏付け置くべし、清明(四月五日)前後に至り、芽を吹出そ等あり、然れども成長すると遅けきを、水貳斗ふ人尿三舁位を和し、日々其苗に澆ぐべし、若し又過度の人尿を澆ぎ、俄かに青天とある時は藍を枯すの患ひあり、能々注意をべし

苗床手入肥培の事

苗床の藍、眞葉一二葉生ざるを伺ひ其後生ざる苗を五六分位の間を置き、壹本立又拔捨るなり、之を(荒手入)と云、此(荒手入)終りたる後直又油粕を細末にして、土肥に交せ合せ、凡そ五舁位をふるべし、其后眞葉三四葉とある頃、又惡少ある苗

を拔捨て、肥大ある苗を七八分位、間を置き壹本立とす、之を〔貳番手入〕と云ふ此時拾歩に付籾粕又は油粕八舛位を土肥に和し一齊に之を用ひ且又雜草を除き、悪き苗を抜き捨ると肝要あり

蟲を除く事

〔貳番手入〕の前後より、虫生ずるものなり寡なく生ずるときは苗壹本毎に、能く點檢し虫を取るべしと雖ども多分に生ずるときは、早朝、日の出前より、苗の上に透間あく、莖を一面に蔽ふべし、二時間余にて、虫の莖に這上るを見て、其莖を折込み、竹を以て之をたつき、土中に坑を穿ち、蟲を埋め殺す

か、又は桶に掃き入を、之を焼き殺となり、又虫多分にまて朝一度にては、手に餘る時は、夕方と雖も之を除くと注意せざるべからず、其時は水と苗床一面に澆ぎ、莖を以て蟲を取ること、前の如し

畑拵の事

藍苗を植付には、苗床を撰むと同様、田畑を論せず、乾濕の過度あらざる地味あて、又澆水も便利なる地を撰むべし先づ藍を植つけんと欲せば、麥と蒔付る時より注意し、麥畦を尺二三寸を隔て、蒔付け置き、其中を左右に土をわけて溝の如くす、春分の后迄に拵置き、其、真中の深き處を手鋏を以て

布告之篇

之を鋤返り土の塊り無様畦底を平均して糞汁を澆ぐべし
苗と畑に移し植る事

藍苗の五寸より六七寸に至る時小雨の時雨中又は雨の翌日
を伺早朝苗床の苗を取り藁を以て之を束ね午後四時
過迄より植付の事にかゝるべし
畝前拵へたる畑を壹尺二
三寸間にかんきを以て土を掻きわけ苗七八本を挟み土を
浅くかり足を以て其本を踏つ之を栽へ其跡より又壹人
足を以て強く踏付置き水を澆ぎ水の稍乾きたるを待ち壹
反歩に付魚肥(鮓粕)類以下之に做う又は油粕壹斗を
土肥に和えて藍の根毎に用ひ土をのけ之を平にまて足を

以て踏付置くべし

手入肥培の事

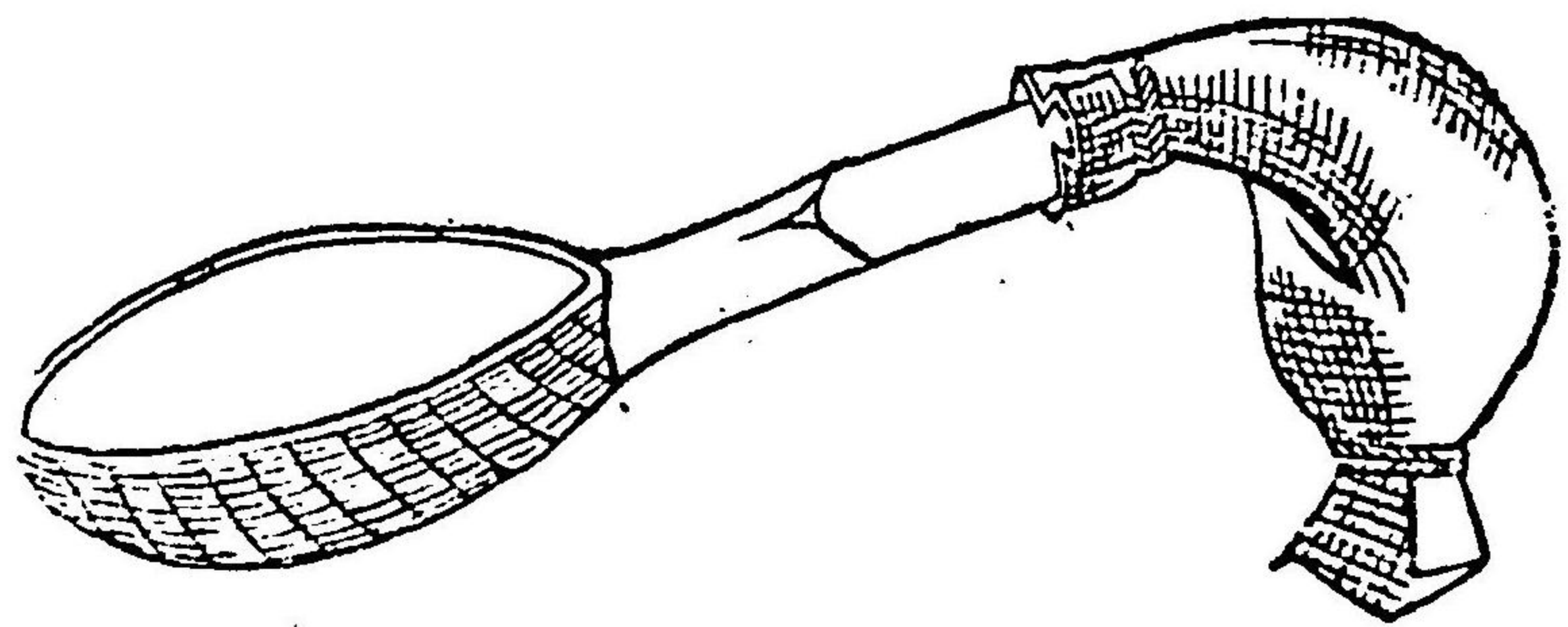
栽付後日より七八日を経て壹反歩に付魚肥又は油粕壹斗
を細末にまて土肥に和し表の方より藍の根毎に之を用ひ
草取るんきを以て藍に裏よる肥の埋る程土をのけ根本に
寄せ置くべし之を(貳番肥)と云ふ其後十五六日を過て又魚
肥或は油粕四斗を用ひ土をりけ表裏とも平均そべし之を
(間だ三番肥)と云ふ其後麥を收穫すれば其刈根を鋤を以て
貳度程鋤返す熊手を以て其土を平にして麥の刈根を取除
け魚肥又は油粕八斗を藍の表より用ひ表裏共土を淺く根

本によするべし之を(三番肥)と云ふ夫より(留肥)迄の際、藍畦の中を数度、鋤を以て土を起し成丈け土の塊りあきを要す小暑(七月七日)后に至り、魚肥又は油粕八斗を用ひ、又鋤を以て藍畦の中を深く鋤返さ、細末の土を藍の根に寄せ、水をかける用意をなす、之を(留肥)と云ふ此より后は頻りに水を澆ぎ、畦中に水を溜ると肝要とす藍葉能く長するとき、(留肥)より凡十五六日を経て、縮粕肥を極々細末にし、五斗より六斗七斗を目的とせ、藍草の中につまみ込み、根本に水の漂へる位に、水を澆ぐべし、之を(心ささ肥)と云ふ尤も此(心ささ肥)は水の用意あき畑又は用いべからざる者あり此肥より凡そ

十日を以て、壹番刈の期節とせ

蟲を除く事

麥畦中にて、虫生る時は、圖の如き、虫取器を以て、藍に當て、箒を以て藍を撓め、虫を掃落せ、袋の中に掃込み、之を土中に埋殺す、又麥刈の后は、小さき箕を以て藍に當て、箒を以て、前の如く掃き落せ、藍畦中兼て用意せたる穴の中よて埋殺すべし、箒を以て藍を撓かそは、畜虫を除くのみならず、藍葉をさしひ、其葉を厚くせ、精分を強くするの妙法



あり、假令、虫生ぬと雖も、之を搖曳するを以て好とぞ、虫取の
精不精に依て、充分の鹽作も凶作と變せると有さば能く注
意すべし

收穫の事

(留め肥)の後廿四五日(心ささ)の後十日位を以て(壹番刈)の期
節とぞ、藍葉厚く縮精充分な葉先に集りたるとき、早朝日
の出前に、土際より二三寸を殘去、之を刈取り、箒を以て刈株
に残りたる枯葉を掃落さ、又、うんなを以て幹より表二三寸
の處の根を切り、又元の如く土を蔽ふべし、前の刈取たる葉
を、壹尺五寸の繩を以て、毎株と壹束として、畦に横たへ、惣休

刈取たる后、兩手に一束づゝの葉を以て、互に之を打合せ露
乾きたると見て、五尺繩位にて一結となし兼て用意せたる
庭へ運ぶべし

處暑后に至り、前の刈株より生えたる藍葉成長したると見
て、又之を刈取り、收穫の手續き前の如し、之を(貳番藍)と云ふ

干き揚の事

庭に運びたる藍を庭の上にて、壹人は、其根本を左の手に取
り、葉先より四五分位、菜刀を以て之を切斷さ、凡藍の丈け
半分に至る、之を(上葉)とぞ、又壹人は殘たる分と切り口より
前の如く切斷きて、凡藍丈の十分の三に至る、之を(中葉)とぞ

其残りたる、十分の二を以て、(下葉)と其切溜めたる(上) [中] (下葉)の混交せざる様注意先づ上葉の分を、朝日の昇りて庭の乾きたると待ち、庭面に莖のかさならざる様敷合せ藍葉厚薄なく様平敷し、直に竹箒を以て、上と下、下を上、に交合せ、成丈葉の揉合を好と、其乾きて色薄黒くあるを度と、箕を以て之を簸るときは、葉は先に簸出さ、莖は箕の上に残る、菜刀を以て此莖を細末に切斷えて、後葉藍の簸出たるものに混化さ、再び庭面に平敷さ、兩三度箒を以之を打込す、藍葉全く乾き上りたるとき取込み、土地の濕氣なき處、板と鋪き貯へ置くべし、かく一日の内に仕上るものな

れば天氣と見合せ、取掛るべし、(中葉) (下葉)も、同様の手續と以て仕揚ぐべし
 藍作の手續概略右の如しと雖も、氣候の寒暖と、地質の乾濕と、又依りて小差なき能はず、然るとも、到庭充肥料を用ひ、丁寧に手入を爲すを以て、肝要とす、肥料も充分に用ひ、手入も丁寧にせよと、たは、其肥料の代價、並に手間金の凡そ十倍の價格ある精良の藍葉を收穫すると、疑ひなし
 山梨縣勸業場報告第三號附録
 藍作に關する器具救種ありと雖も、目今欠くべからざるの要具を左に掲げて、参考に供し、尤も此器械の内、藍作の

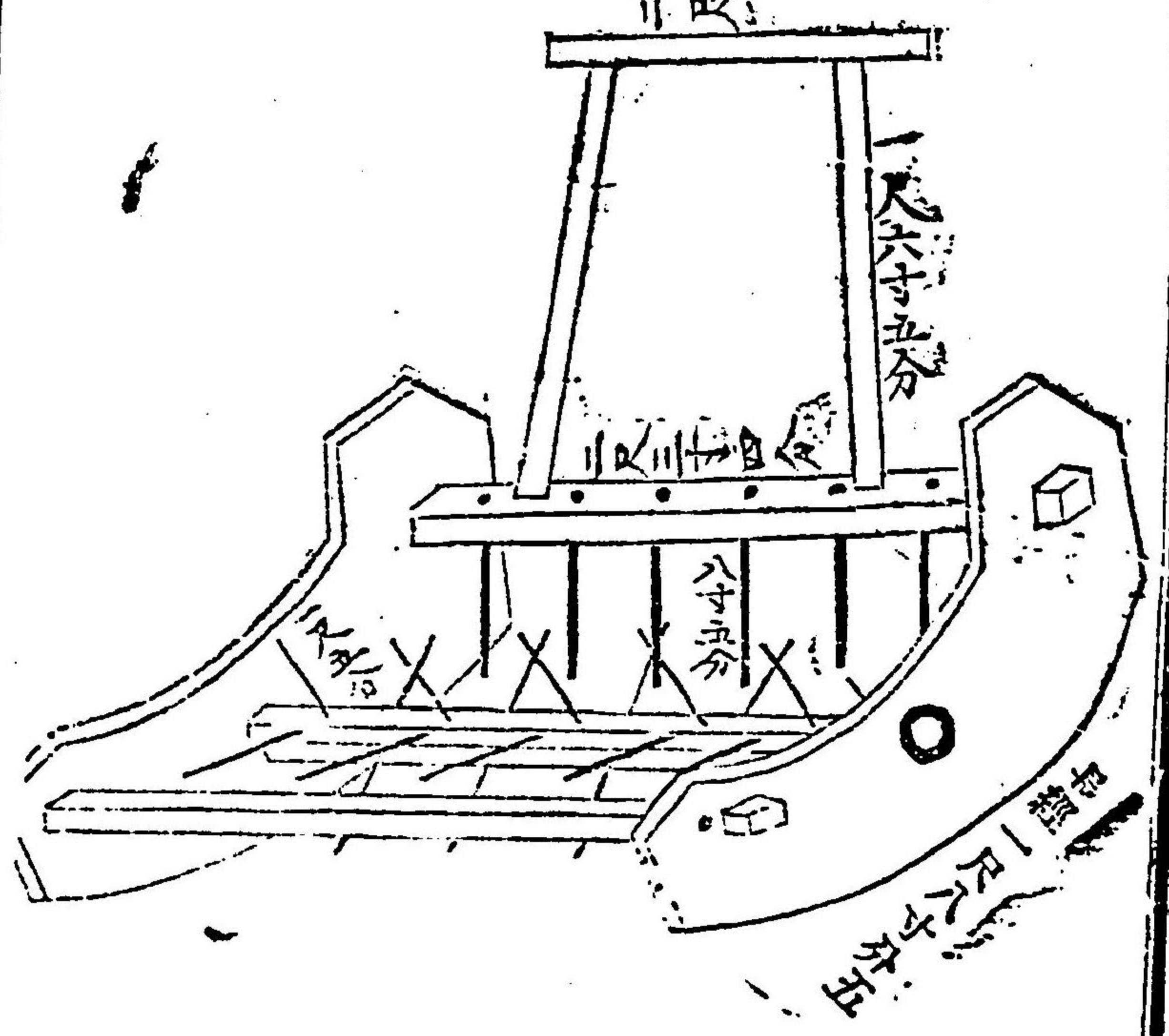
みならず普通の耕種に換用すべき便利の器具も有之に付
實際使用上其得失を研究を以て農具の改良に注意せざる
べからず

藍作の器具

第壹圖

コロ馬鋸

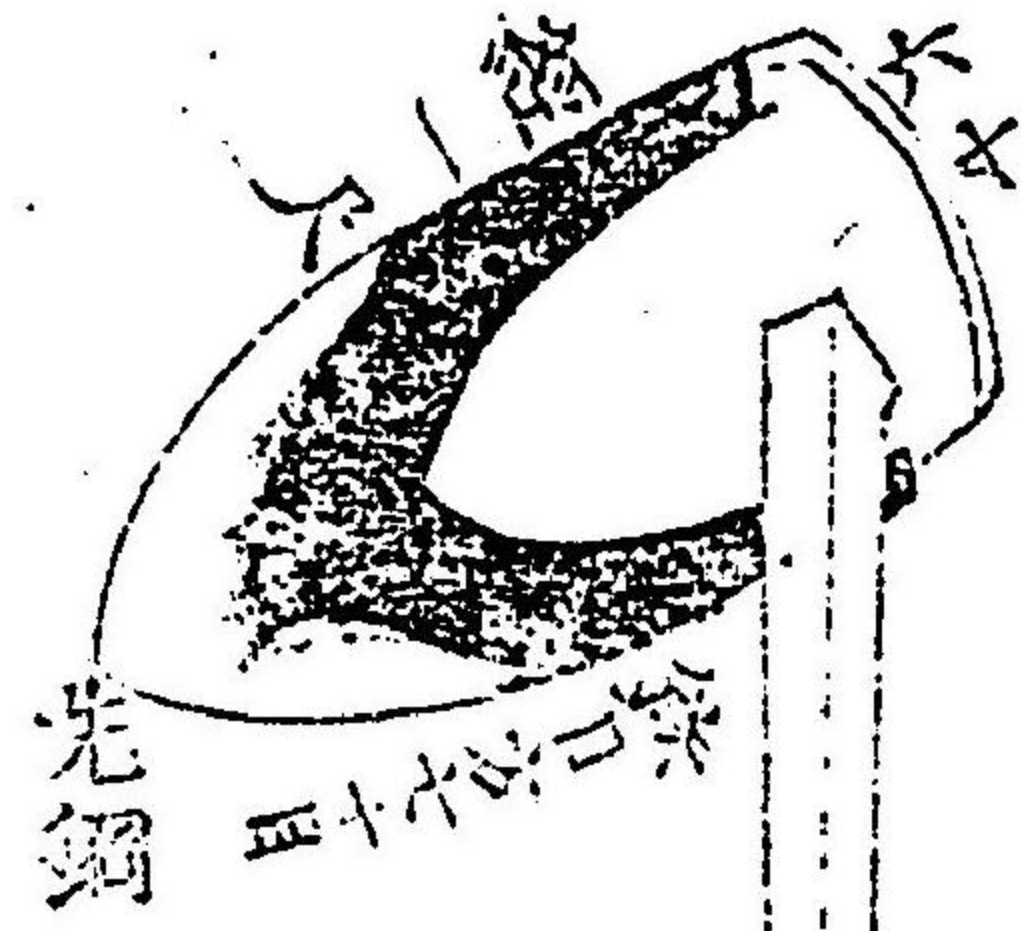
是は苗床を拵へ種子
を播付けんとする以
前牛馬に駕せて地を
平均とよ用ゆるの器
なり



第二圖

先手鋏

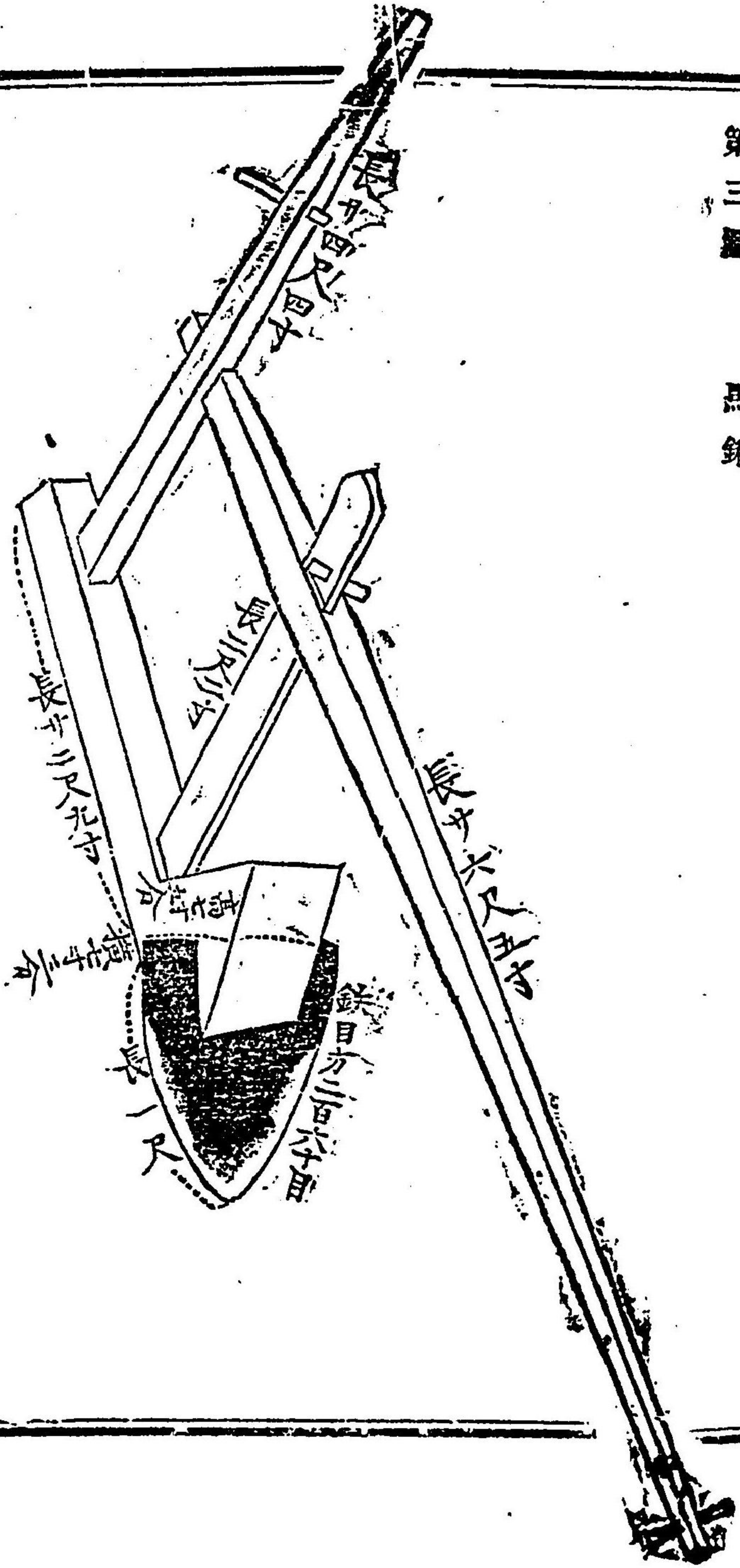
長サ五尺三寸



是は藍草の根へ土をかきよせ又と草と削り取るに用ゆる器あり

第三圖

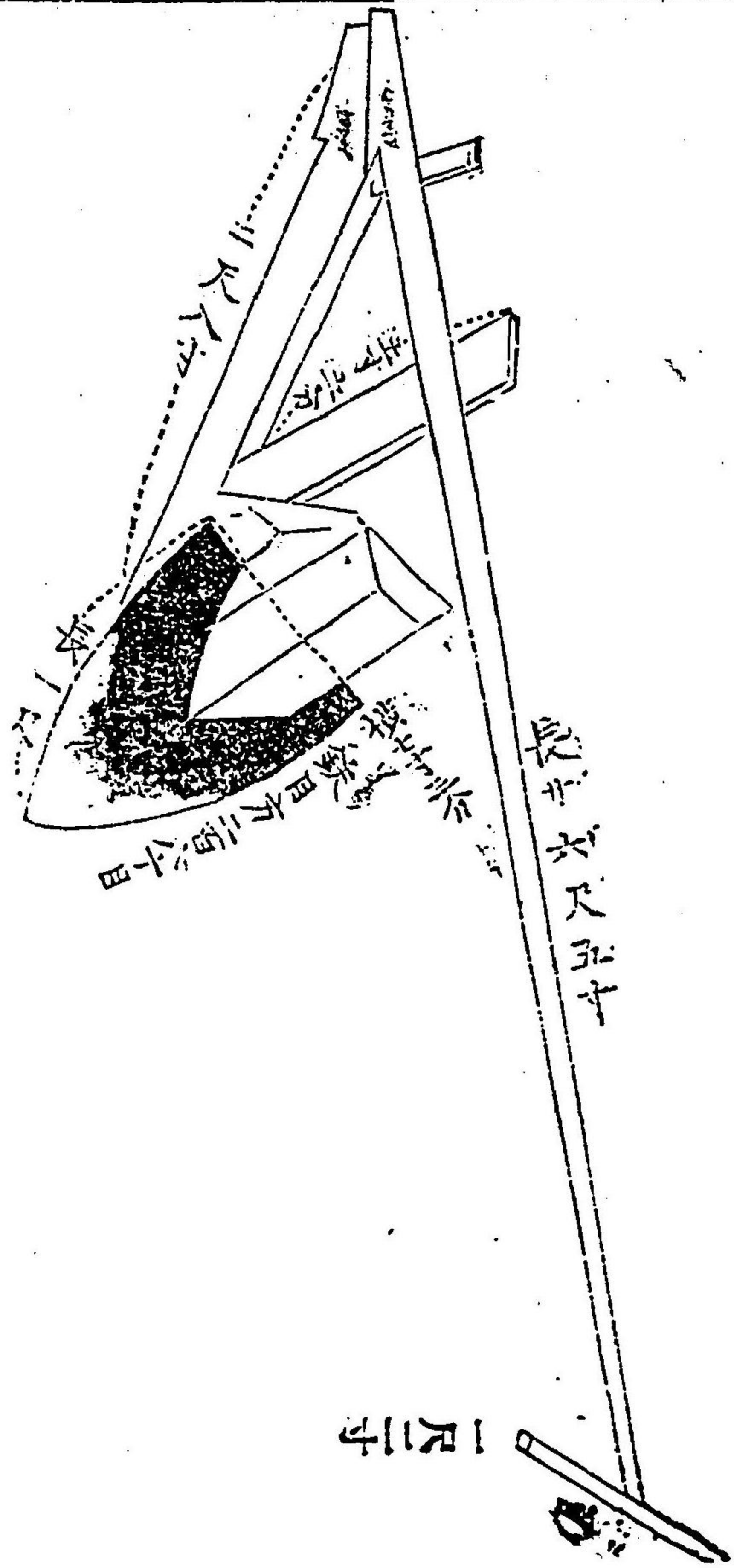
馬鋏



是は藍畦の麥を刈り去あとを此器を以て牛馬に鋸きて

使用之溝をつくるに用ひ其他土地を鋤返すに用ひ

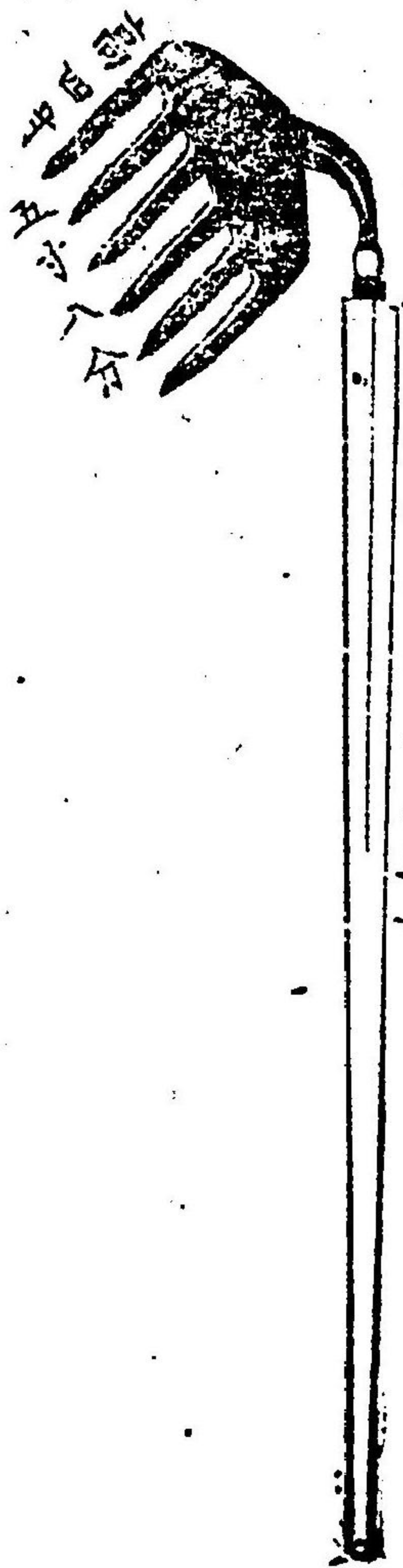
第四圖 手引鋤



是は右同左く人力を以て使用するものあり

第五圖 六ツ熊手

長サ五尺三寸

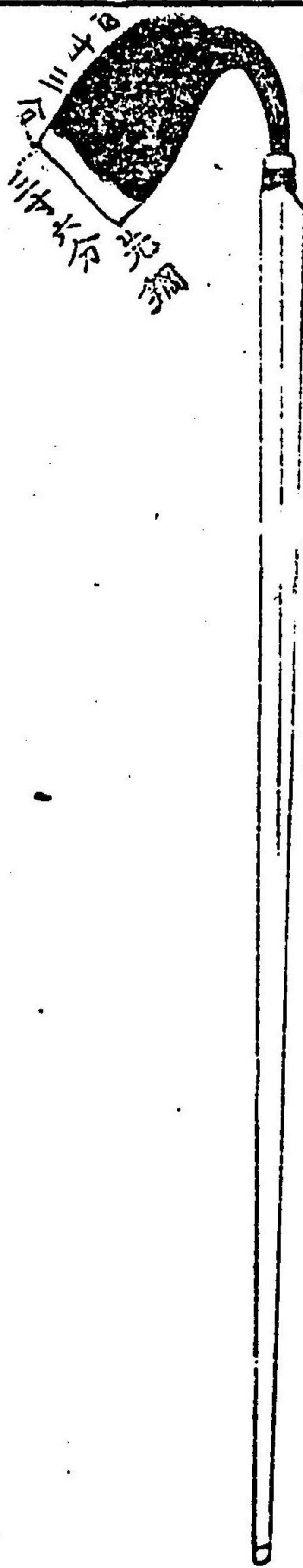


是は藍畦の麥を收採またるゐとを播き平均または土の
端りを細末にそるに用ひる器なり

第六圖

刺鋤

長五尺三寸



是は藍畦の雜草を削り或ひは肥料等を埋むるに用ゆる器なり

第七圖

鉋

是は藍葉をさる

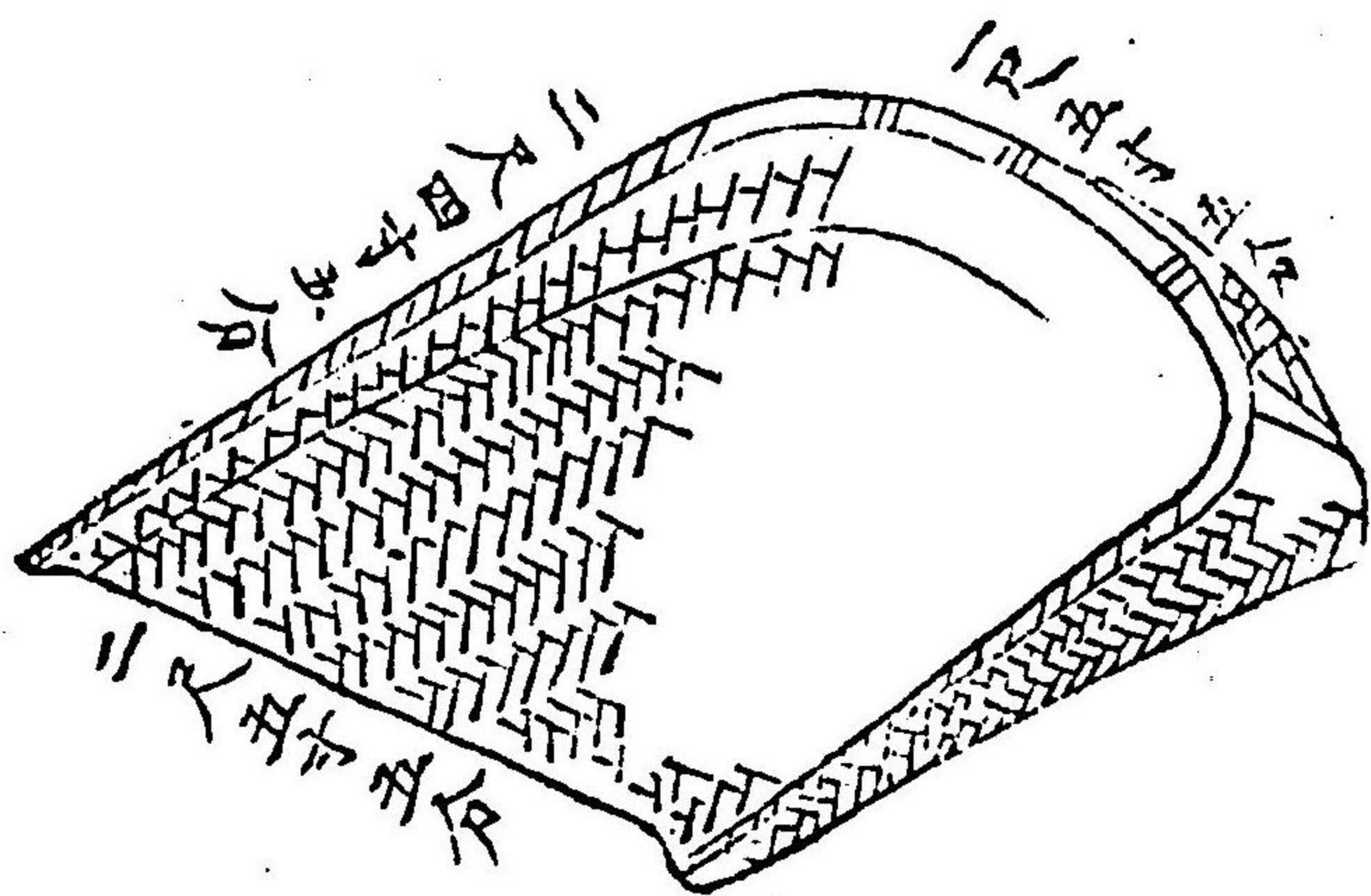
に用ゆる器あり



第八圖

箕

是は藍葉を簸出せ葉と莖とを別々に用ひ或ひは葉を選ぶに換用する器あり



山梨縣勸業場報告第四號

明治十年三月

縣下製糸の現況を思察するに其品位價格年一年より進み
 既に昨明治九年より横濱貿易場の聲價を得稍外人の信用
 を來そもの有るに似たり此際ば當り務て製造の精良を極
 其價格と將來に維持保全すべきの好機會たるや言を後た
 ざるあり然り而て現在當場の製糸と在來製糸との價格
 を比較するに百斤に付常に百五十弗より二百弗の差違を
 生るに至る其然る所以のものは畢竟製造の精粗と外人
 信用の厚薄とに依て此差と生出するものあり實際右の次
 第なるは世人の皆知る處に於て當場に於ても其進歩の實

況は自ら信て疑を容ざる處なり當場製糸の進歩業己に
 此の實効を顯たる上は速かに之を擴めて縣下一般に普
 及せせめんとそ然れども或は一己の小利を射るが爲め畜
 其名を假借て其實を行はざるもの有んとを恐る是を以
 て當分當場の所轄に屬し諸般取締の方法を立んとす依て
 其定規を設くる左の如し
 當場に依託當場内に建設する製糸器械を摸設せ生糸を
 製造せんと欲する者は左の條件を恪守踐行すべし
 第一條 器械を裝置すべき家屋並に製糸器械附屬品等の
 建設製造等渾て當場の指圖を受く可し

第二條 製糸及び買入繭検査の方法製糸場の規則等渾て
當場の定規に依るべき而て製糸は當場の改めと受く
可也

第三條 繭買入の時々其石数并に精粗共當場の點檢を受
く可也

第四條 時宜により當場より女教師工女並に取締人検査
人等派遣する事有るべき然るときは其給料は營業人よ
於て支給するは勿論たる可也

第五條 前條々の手續を経たる製糸は當分當場製糸と同
銘にして當場製糸と共に輸出す可也尤も賣捌價格并に

先賣條約價格期限等は當場より營業人に協議を承認の
上取極む可也

第六條 前條輸出の扱系仕立方其他荷造り等は當場に依
託す可し

第七條 工女賃金表并に製糸検査表を當場に差出可也
且製糸に關係する雇人并に工女の人名は兼て當場へ届
置爾後入場退場共其時々届出づべき

第八條 改めの上濫製粗悪の生糸は器械の名義を以て輸
出するを得也

第九條 建築經費不充分より若し其志を遂る能はざる

者 儲蓄ある抵當を差出そ上は當場にて幾分敷の資本を貸與え其力を助くると有る可也

第十條 輸出の製糸賣捌以前若き金圓を要せば事情に依り其製糸を抵當とて當場より原價の幾分敷を貸與え賣却の上決算とること有るべ也

第十條 第二條第五條の手續を要するに付くは手数料并に入費等左の通り當場へ納むべ也

- 一 改手数料 原價千分の四
- 一 製糸仕立入費 一箇に付但九貫目

右同

一 荷造入費

金壹圓

一 印紙包紙運賃

其時の現費

中外物價新報

壹枚代價金五錢

郵便税壹錢

右新報は三井物産會社に於て刊行する處に係り農工商日用必需有益のものおれども若き自ら之を取寄るの手續を厭ふ者へは當場にて一纏めに取寄せ願賦すべきに付望の者は兼て當場へ申出づ可也

各區内に於て金銀銅鐵其他無鐵質物共發見之分析を要する者は當場に於て分析を遂げ鐵氣の厚簿を檢出之其利害得失等を指示すべきに付其產出地(官民有地の區分)並に鐵錫の方位等巨細に書取り鐵石其他量目五百目以上を當場より差出すべし

賣 弘 所

明治十年四月

傍副並出版人

内藤傳右衛門

山梨縣第一區甲府常町四番地

又新社主

甲府八日町

五明堂

同 柳 町

井筒屋豐兵衛

山梨郡中牧村

芳賀用右衛門

同郡勝沼驛

萩原榮造

同郡日川村

志村權左衛門

同郡稻門村

内藤金兵衛

八代郡駒飼驛

風間五左衛門

同郡鴨狩津向村

内藤吉致

巨摩郡菲崎驛

清水彦左衛門

同郡明穗村

常盤竹代

同郡陸合村

伊奈平橘

同郡万澤驛

吉田富榮

同郡切石驛

佐野德平

同郡 蘇澤驛

早川 省三

都留郡 上野原驛

富田 秀實

同郡 谷村

石村 彌兵衛

定價 拾六錢

